

朝霞市外部評価委員会（第4回）
次 第

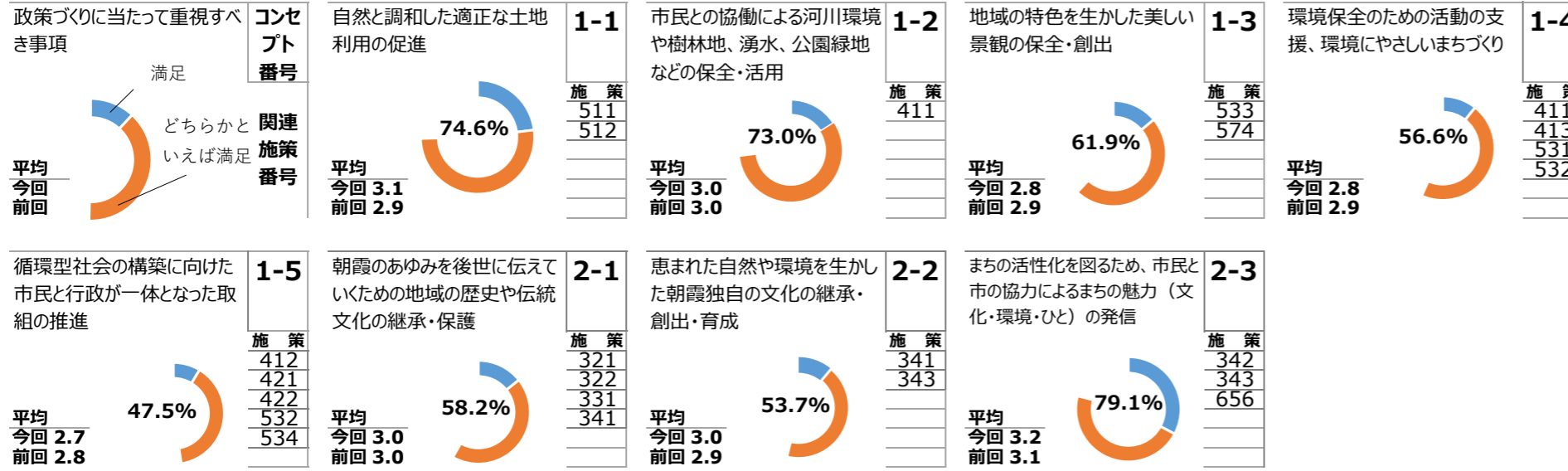
日時 令和5年7月20日（木）
午前10時から
場所 朝霞市役所
別館2階 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 議 事
（1）外部評価「自然・環境に恵まれたまち」
- 3 その他
- 4 閉 会

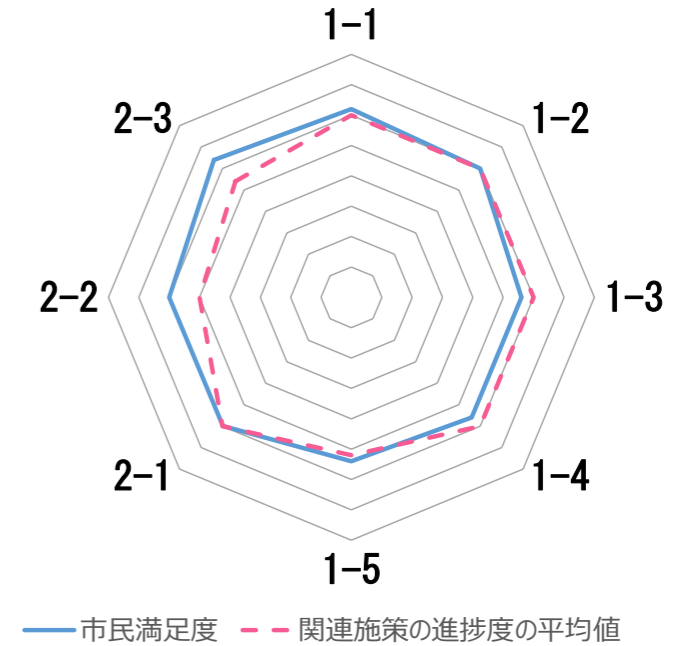
自然・環境に恵まれたまち

資料4-1

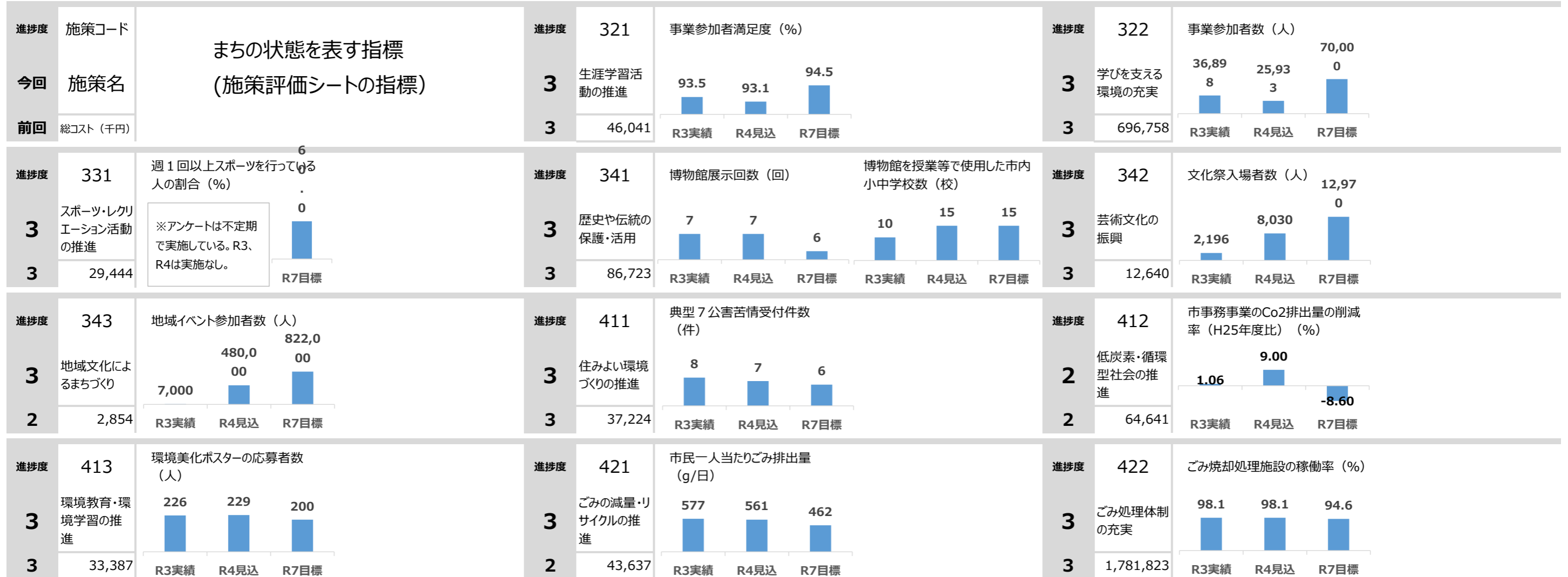
市民満足度アンケート結果：4段階判定（4満足・3どちらかといえば満足・2どちらかといえば不満・1不満）



市民満足度平均と進捗度平均の比較



進捗状況（市の自己評価）：4段階判定（4極めて順調・3おおむね順調・2やや遅れている・1大幅に遅れている）



<p>進捗度</p> <p>511</p> <p>市街地の適正な利用</p> <p>338,569</p>	<p>区画道路整備延長 (m)</p> <p>R3実績 853 R4見込 853 R7目標 3,756</p>	<p>進捗度</p> <p>512</p> <p>市街地周辺の適正な利用</p> <p>60,791</p>	<p>市街化調整区域の適正な土地利用 (数値指標なし)</p> <p>国道254号バイパス周辺の適正な土地利用</p> <p>R7目標</p>	<p>進捗度</p> <p>531</p> <p>まちの骨格となる緑づくり</p> <p>496,540</p>	<p>市内全域における緑被面積の割合 (%)</p> <p>R3実績 37 R4見込 37 R7目標 37</p>
<p>進捗度</p> <p>532</p> <p>うるおいのある生活環境づくり</p> <p>14,611</p>	<p>公園・緑地管理ボランティア団体数 (団体)</p> <p>R3実績 21 R4見込 22 R7目標 25</p>	<p>進捗度</p> <p>533</p> <p>まちの魅力を生み出す景観づくり</p> <p>10,061</p>	<p>景観の満足度 (%)</p> <p>※調査は不定期で実施している。R3、R4は実施なし。</p> <p>R7目標 5</p>	<p>進捗度</p> <p>534</p> <p>循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり</p> <p>3,072</p>	<p>雨水流出抑制施設設置割合 (%)</p> <p>R3実績 100 R4見込 100 R7目標 100</p>
<p>進捗度</p> <p>574</p> <p>都市農業の振興</p> <p>72,467</p>	<p>認定農業者数 (人)</p> <p>R3実績 28 R4見込 29 R7目標 32</p>	<p>進捗度</p> <p>656</p> <p>シティ・プロモーションの展開</p> <p>24,083</p>	<p>市に愛着を感じている市民の割合 (%)</p> <p>R3実績 85.5 R4見込 88.8 R7目標 92.9</p>	<p>市民との協働や事業者等との連携によるシティ・プロモーションの機会 (累計) (回)</p> <p>R3実績 21 R4見込 39 R7目標 15</p>	

市民満足度アンケート自由記述欄 (主なもの)

○黒目川

- ・黒目川沿いの環境で、特にトイレの設置、増設を推進すべきだと思います。(他 1 件)
- ・黒目川の土手がかっと歩きやすくなると思います。土手に芝を植えた場所がありますが、雑草が生えてしまい、芝がだめになっています。費用がかからないです。(他 1 件)
- ・黒目川清掃が年 1 回ですが、春と秋の 2 回にしては。
- ・黒目川もいつでも草が刈られていて助かります。一部の心無い人達が川を汚し、ゴミを捨てていくのが許せません。もっと意識を持ってほしいです。(他 1 件)
- ・黒目川の整備について、コンクリート歩道は歓迎しない。自然のままの方がよいのではないかと。

○朝霞の森・城山公園

- ・あのイルミネーションの電気代は、どのくらいかかっているのでしょうか。本当に必要なか疑問です。城山公園の良さが失われている。(他 1 件)
- ・朝霞の森があるおかげでのびのび遊べるし、いろんな方とつながることができると感じます。

○公園全般

- ・内間木の空地を利用してトンボ池、ザリガニ池のようなものはどうですか。
- ・公園にボール遊びが出来るコーナーを作ってください。公園近くの道路でボール遊びをしている子どもがいます。公園ではボール遊び禁止だからと言っています。
- ・児童遊園地の清掃や整備がされていないと治安の低下につながる心配を感じます。
- ・都市公園の清掃、除草などの維持管理はしっかり行き届いていると感じます。
- ・各公園の掃除は行き届いていると思いますが、トイレ等は古く感じるため、きれいにしてほしいです。

○シンボルロード

- ・冬のあかりテラスはちょっと淋しい。「ライトだけなのか」という感じがある。せつかなので、もっとオブジェのような物を置いてみたらどうだろうか。
- ・ケヤキ通りのイルミネーションはとても美しかったです。(他 4 件)
- ・シンボルロードができてからウォーキングの機会が増え、自然と親しむ時間が増えたと感じています(他 1 件)
- ・公園通りの両サイドの植栽の点検と管理に不備がある。
- 環境保全
- ・雑木林を物納し、住宅地に変えることについて疑問を感じる。(他 6 件)
- ・柵塚古墳が荒れており、木の根により破壊されている。ある程度木の伐採を行い、木による破壊を少なくしてほしい。木が覆い茂っているので整備が必要だと思う。
- ・建物は低・中層ビルで止めてほしいです。
- ・市内に残る田畑をそのまま維持してほしい。(他 1 件)
- ・緑の環境を維持して行く、その為の宅地内の緑の助成をお願いしたい。
- ・朝霞市は自然、環境は恵まれている感じがします。
- ・木々が多く川もあって、都心から近いのに自然に恵まれていて、魅力的だと感じています。(他 2 件)
- ・花壇に花を植えてくれるのは嬉しいのですが、植えばなしで手入れがないので、花がかわいそうだと思う時が多いです。ボランティアで何かできませんか。
- ・花のある街に。
- ・朝霞は、「水」に関する歴史があり、湧き水も多く見られますが、保全が岡にある所しか美しいと思えない。保護するのであれば、古墳も含めて見学ができるように。

○ごみ・リサイクル

- ・市内の公園のゴミ箱に空き缶が溢れており、不法投棄されているゴミを目にすることが多々あるように感じる。
- ・環境美化について、公園中央通りはだいたいOKですが、栄町の給食センター跡地横、小学校と中学校の門の道は落ち葉があっても誰も掃除しない。特に小学校の人の臨時駐車場になっており、イチョウの葉でいっぱいでした。利用者で何故掃除が出来ないのか不思議です。市から注意してほしい。
- シティ・プロモーション
- ・彩夏祭の花火は費用が掛かりすぎ。楽しめる人も限られ、時間も短く勿体ないと思います。
- ・自然が残る環境は素晴らしいと思っています。「今年の桜や紅葉は？」と情報を交換して楽しんでいます。
- ・どの質問の場所も家から遠い上にどこにあるかも分からない。そのため、美化に税金を使っていることに感謝できるか分からない。
- ・イベントによっては人が多すぎるものもありますが、これからも続けてほしい。
- ・ドラマなどの撮影で朝霞市が使われていることを知りました。今後も朝霞市の魅力を伝えてほしいです。
- ・積極的なプロモーション活動に好感を持っています。
- その他
- ・他の市役所と比較しても遜色のない成果があり、継続してもらいたい。
- ・駅周辺、住宅街などが中心の環境は進んでいるけれど、人口の少ない地域は環境に恵まれた街とは考えにくいです。
- ・ペットを飼っていたり、保護猫の活動をしている人が窮屈でない環境が続いてほしい。

321 生涯学習活動の推進

資料4-2

担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —



目指す姿

市民の学習ニーズに応えた学習や学習情報の提供及び活動の充実が図られ、いつでも、どこでも、誰でもが学べる生涯学習環境が整っている。また、市民による自主的な活動が活発に行われるとともに、学習の中心となる人材の育成と活用が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

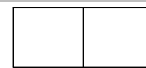


事業参加者満足度 (%)

生涯学習各種事業における満足度

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
89.2	93.5	93.1	94.5

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

・昨年度検討した、放課後子ども教室の夏季休暇期間中の開催について、市内6校で3日間ずつ、計18回実施することができた。令和5年度については、6校でさらに2日間ずつ拡充して計30回の実施を検討した。

【継続】

- ・社会教育委員会議を3回開催した。会議では、第3次生涯学習計画後期期間の進捗管理を行うとともに、生涯学習施策の推進体制等について建議いただき、方向性が明示された。
- ・生涯学習ガイドブック「コンパス」を発行し、生涯学習情報の周知を図った。また、市民等の自主的な学習活動に対し、補助金を交付し、団体等の活動支援を行った。
- ・市民企画講座、生涯学習体験教室、放課後子ども教室など各種事業はほぼ、従前のとおり実施し、事業の推進に努めた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

地域社会のデジタル化を進める中では、高齢者のデジタルデバイス対策が必要である。高齢者がスマホやデジタル機器について学べる機会を作してほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

進捗については、今までどおりの体系となり社会教育委員会議を3回開催した。会議では、第3次生涯学習計画の後期期間における計画の進捗管理等や、令和4年4月1日より成年年齢が18歳となったことで、「成人式」としていた名称の変更案について、建議いただいた。また、生涯学習部における事業展開において、昨年度の実績を更に検証し、より多くの生涯学習関連事業を実施することで、本市の生涯学習の方向性が明示された。

【外的要因】

感染症に対応するスキルなど図られてきたため、従前のように事業展開を行うことができた。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

感染症への対応が図られて行くごとに、一時期中止や休止となっていた事業などが、再開されることとなり、生涯学習活動を求める市民が数多いことが改めて確認できた。今後も学習ニーズに応じたプログラムの提供や新たな情報などを鋭意発信していく。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	人権教育振興事業	4,954	6,887	6,799	継続
2	成人の日記念式典事業（成人式事業から改名）	11,510	7,110	11,528	継続
3	生涯学習啓発推進事業	17,327	19,802	15,584	継続
4	放課後子ども教室事業	9,742	8,279	12,130	継続
5	家庭教育推進事業【再掲】	-	-	-	継続
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		43,533	42,078	46,041	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
43,533	42,078	46,041

6 現状と課題の分析

事業などは再び従前のように実施できるようになってきた。引き続き、学校・家庭・地域が連携し、つながる社会教育を目指していくとともに、新たな手法として始めた、リモートによる研修会なども取り入れ、新しい生涯学習の提供方法にも積極的に取組んでいく機会としたい。

7 今後の展開

令和4年度から後期期間を迎えた「第3次朝霞市生涯学習計画」を基に、引き続き多様な学習プログラム、生涯学習情報の提供に努めていく。よって、本計画の基本理念である「一人一人が心豊かにともに学び 生きるまち あさか」のとおり、①いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習社会の実現、②人と人をつなぐ生涯学習社会の実現、③知の循環型社会の実現を目指し、各種生涯学習施策を推進する。

8 行政と市民の役割分担

第3次朝霞市生涯学習計画に則り、市は市民企画講座やボランティアバンクに登録した講師による体験教室などを開催し、市民が学び合い、教え合うといった、「知の循環型社会」が構築されていくよう、サポートしていく。また、市は市民とともに協働で学習活動が推進されていくように事業展開を行っていく。

9 所管部の総括

感染症への対応も徐々に図られてきたため、令和4年度は生涯学習施策全般が、従前のように動いてきたものと思われる。まだまだ、本来どおりではないものの、新たな取組により行われてきた生涯学習事業においても、工夫や趣向を凝らし行ってきたことも、いわゆる「生涯学習」の一つとして捉えながら、引き続き、新たな学びの構築に向けて施策を推進していく。

322 学びを支える環境の充実

担当課 中央公民館
 関連課 図書館、文化財課



目指す姿

「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べる施設運営が図られ、市民ニーズに応じた学習、文化活動が充実することにより、市民は教養や健康の維持向上を図る機会を享受し、豊かな社会生活を営んでいる。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

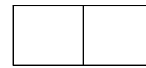


事業参加者数（人）

公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
21,934	36,898	25,933	70,000

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・公民館では、内間木公民館の空気調和設備改修工事や東朝霞公民館空気調和設備改修工事実施設計業務委託などを実施した。
- ・博物館では市制施行55周年記念「丸沼芸術の森コレクション アンドリュー・ワイエス水彩・素描展－アルヴァロの世界－」の開催や博物館外壁等劣化状況調査委託、博物館エレベーター改修工事を実施した。

【継続】

- ・公民館では、各種主催事業の実施、利用団体への部屋の貸出しを行った。また、施設の維持管理、必要な修繕を実施した。
- ・図書館では、施設の維持管理、修繕を実施した。また、資料の選定、保存、管理、貸出しを実施した。
- ・博物館では、展示、教育普及、資料調査、資料保存及び施設の維持管理を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・各審議会において、事業計画や新規の取組みなどについて承認をいただいた。今後も利用者のニーズを把握しながら運営を行うよう意見をいただいた。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・公民館では、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ令和2年度からは徐々に回復し、令和4年度は概ね計画通りに各種事業を実施できた。
- ・図書館では、電子図書を含め、利用者への安定的な資料の提供を行うことができ、また施設管理についても必要な修繕を行うことができた。
- ・博物館では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら可能な限り定員や回数を増やして事業を展開した。

【外的要因】

新型コロナウイルス感染症の影響により、定員を減らして実施した事業もあることから、事業参加者数はコロナ以前には回復していない。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

生涯学習における様々な学びを支えるため、中央公民館、文化財課、図書館ともに、今後もそれぞれの事業の継続が必要である。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	西朝霞公民館運営事業	18,772	19,668	13,517	継続
2	中央公民館運営事業	29,395	33,485	23,317	継続
3	東朝霞公民館運営事業	17,837	14,057	14,148	継続
4	内間木公民館運営事業	12,852	13,281	12,993	継続
5	南朝霞公民館運営事業	11,043	11,000	11,715	継続
6	北朝霞公民館運営事業	18,235	18,439	17,243	継続
7	図書館運営事業	132,529	142,196	148,467	継続
8	図書館北朝霞分館運営事業	67,746	67,716	66,818	継続
9	博物館運営事業	35,514	59,335	43,598	継続
10	西朝霞公民館管理事業	10,789	11,654	15,044	継続
11	中央公民館管理事業	40,928	43,895	41,594	継続
12	東朝霞公民館管理事業	12,849	16,239	17,269	継続
13	内間木公民館管理事業	18,559	16,250	16,445	継続
14	南朝霞公民館管理事業	17,919	16,758	16,076	継続
15	北朝霞公民館管理事業	12,422	12,860	17,496	継続
16	図書館管理事業	35,860	30,508	36,501	継続
17	図書館北朝霞分館管理事業	3,065	2,967	2,709	継続
18	博物館管理事業	44,877	43,697	40,903	継続
19	施設改修事業(公民館)	56,245	21,944	101,245	継続
20	施設改修事業(博物館)	-	-	39,660	継続
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		597,436	595,949	696,758	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
597,436	595,949	696,758

6 現状と課題の分析

限られた予算で事業の実施や適切な施設の維持管理を行い、利用者数、図書等の貸出し数、来館者数の増加や、電子図書の利用及び利用者満足度を高めていく必要がある。

8 行政と市民の役割分担

各施設の管理維持及び施設運営は、行政が主体となり実施する。各課の主催事業は、アンケートなどによる市民の声を反映させながら実施する。また、市民との協働による事業を、今後も継続していく。

7 今後の展開

時代の変化や情報通信機器の普及、新型コロナウイルスの影響で利用状況や利用方法にも変化がみられる。今後もこれらの状況を注視し、市民ニーズの適確な把握に努め、公民館、図書館、博物館における市民サービスのあり方を考えていく必要がある。

9 所管部の総括

引き続き、新型コロナウイルスの感染対策を講じ、適切な施設運営に努めてきたと認識している。今後も市民ニーズの適確な把握に努め、限られた予算の中で利用者数、貸出し数、来館者数の増加を図れるよう、新たな取組を検討し、市民満足度の向上に努める必要がある。

331 スポーツ・レクリエーション活動の推進



担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —

目指す姿

誰でも いつでも どこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現が図られ、市民が日々スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

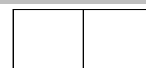


週1回以上スポーツを行っている人の割合（%）

週1回以上スポーツを行っている人の割合

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
48.4 (令和元年度)	—	—	60.0

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

国からの支出金を受け、コロナにより大会等の開催に制約があり、活動が困難であった団体等の活動を支援するため、「スポーツ団体支援事業補助金」制度を設け、団体活動への一助とすることができた。

東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを引継ぎ、令和5年度も関連した自主事業を行っていく。

（誰でもOK！記録を破れ！等）

【継続】

- ・本市におけるスポーツ施策の方向性やスポーツ・レクリエーションの推進方策について、スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員会議を開催し、検討を行った。
- ・市民総合体育大会実行委員会及び体育協会に補助金を支出し、各団体の運営支援を行った。
- ・市民体育振興奨励補助金及び青少年スポーツ振興補助金を支出し、市民・団体の活動を支援し、市民のスポーツ・レクリエーションの振興に努めた。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー事業として開催したポッチャ等の競技を今後も市民スポーツ教室等で引き続き開催する。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【スポーツ推進審議会】

令和4年度は市民体育祭を4年ぶりに開催することができた。今年度は、実施時間の短縮、自治会・町内会に加入していない方も参加できる種目の導入、参加賞の配布、抽選会の実施など工夫されていると感じた。新型コロナウイルス感染対策を講じて開催してほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

ロードレース大会は雨天で中止となったが、新型コロナウイルスの感染拡大等により中止されていた市民総合体育大会も開催され、ウォークラリー大会、市民スポーツ教室及び小学生スポーツ教室等については、感染防止対策を十分図り、実施することができた。

また、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を例年どおり開催し、各委員から御意見をいただき、施策及び事業に取り入れることが可能なものについては、反映できるように努めていることや、各種補助金についても継続的に実施している。

これらのことから、概ね順調であると判断する。

【外的要因】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止されていた事業等は開催できたが、雨天によりロードレース大会は中止となった。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

・平均寿命が延びている中で、単なる寿命の長さではなく、健康で長生きすること（健康寿命）がクローズアップされている。

・収束しつつあるコロナ禍において、身体と精神の健康を維持するため、スポーツをすることへの関心が高まっている。

・働き方改革や新しい生活様式が広まり、仕事以外の生きがいや交流の場が求められ、スポーツがその役割を期待されている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	スポーツ振興事業	25,978	25,747	18,319	継続
2	スポーツ団体等補助事業	18,160	20,252	11,125	継続
3	オリンピック・パラリンピック事業【再掲】	—	—	—	休止・廃止
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		44,138	45,999	29,444	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
44,138	45,999	29,444

6 現状と課題の分析

- ・コロナが終息しつつある中でも、開催する事業については、従来と同じ開催方法ではなく、アフターコロナを意識した実施方法について検討する必要がある。
- ・市民がスポーツに親しむきっかけ作りとして、事業内容や周知方法を検討する必要がある。
- ・体育施設は多くの人々が利用しているが、施設・スペースは限られており、効率的な利用方法を検討するとともに、体育施設以外のできる運動の紹介なども必要である。

7 今後の展開

- ・第2期朝霞市スポーツ推進計画では、各種施策により、市民がスポーツに触れる機会を提供し、「みる・ささえる・つながる」スポーツから「する」スポーツにつなげ、同計画の目標である「20歳以上の市民のうち、60%が週1回以上スポーツを行うこと」を目指していく。
- ・体育施設の指定管理者である文化・スポーツ振興公社とさらに連携を深め、市民への啓発及び事業実施を進める。

8 行政と市民の役割分担

- ・体育協会やスポーツ関係団体、自治会・町内会などとの連携を図るとともに、市民の意見を取り入れながら、効果的に事業を展開していく。

9 所管部の総括

- 今年度は雨天で中止となってロードレース大会を除き、市民総合体育大会市民体育祭等の主要事業及び市民総合体育大会種目別大会等は開催できた。
- 各種大会、事業等は、市民の間にスポーツを普及し、市民の親睦と健康増進につながり、スポーツ・レクリエーションの振興を図る上で重要なものであり、来年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しながら、関係団体等と連携を図り、感染防止対策により、事業の継続的な推進に努めたい。

341 歴史や伝統の保護・活用



担当課 文化財課

関連課 —

目指す姿

市民が地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識が深まっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
(イ) 市民の地域に対する誇りと愛着の醸成

指標 1



博物館展示回数（回）

博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展等の開催回数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
6	7	7	6

指標 2

【まち・ひと・しごと】



博物館を授業等で使用した市内小中学校数（校）

博物館を授業等で使用した市内小中学校数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
7	10	15	15

1 実施内容

【新規】

- ・県指定史跡柁塚古墳（柁塚古墳歴史広場）枯損木伐採及び虫害防除対策（樹幹注入）
- ・指定文化財湧水代官水虫害防除対策（樹幹注入）
- ・重要文化財旧高橋家住宅枯損木伐採及び虫害防除対策（樹幹注入）
- ・市制施行55周年記念「丸沼芸術の森コレクション アンドリュウ・ワイエス水彩・素描展－アルヴァロの世界－」

【継続】

- ・各種媒体を通じての文化財に関する普及啓発。
- ・文化財保護関係団体への補助金交付。
- ・指定文化財の柁塚古墳歴史広場、湧水代官水、広沢の池、二本松の保護、管理。
- ・埋蔵文化財の確認調査(試掘調査)、発掘調査、整理、資料作成、出土品保存処理、調査報告書刊行。
- ・埋蔵文化財センターの維持管理。
- ・重要文化財旧高橋家住宅の維持管理、活用事業12回、年中行事展示14回。
- ・博物館運営事業

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【博物館協議会】

- ・博物館法の改正を踏まえ、引き続き地域や学校との連携を進めるとともに、Wi-Fi等環境の整備や館有資料のデジタルアーカイブ化に向けた検討を始めてほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- 指標 1 については、目標を達成できている。
- 指標 2 については、目標を達成できている。

なお、埋蔵文化財調査件数について、市内開発事業の増加に伴い、目標値2件に対し、令和2年度9件、令和3年度13件、令和4年度9件（見込み）となっており、目標を大幅に上回る状態が続いている。

【外的要因】

新型コロナウイルスの感染状況も好転しつつあり、感染対策を講じながら事業を実施している。今後は、コロナ禍以前の状況に戻ることを念頭に置きながら、博物館法の改正により必要とされる事業についても計画し、取り組む。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

博学連携での必要性をはじめ、文化財などの歴史資源を観光資源として使用しようとする動きが、博物館法の改正を含め、活発化してきており、地域の歴史、文化や文化財に対する意識が高まってきている。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	旧高橋家住宅管理運営事業	15,636	19,994	14,444	継続
2	指定文化財等保護管理事業	17,040	16,235	15,057	継続
3	文化財保護普及事業	8,735	7,355	6,813	継続
4	埋蔵文化財センター管理事業	7,804	7,735	8,790	継続
5	埋蔵文化財調査保存事業	32,235	31,610	37,924	継続
6	博物館運営事業【再掲】	-	-	-	継続
7	施設改修事業（旧高橋家）	-	-	3,695	継続
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		81,450	82,929	86,723	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
81,450	82,929	86,723

6 現状と課題の分析

博物館の開館から26年、文化財保護係と併せ文化財課となり15年が経過する中で、施設や機器の経年劣化等により、文化財の十分な活用が図れない状況にある。

コロナ禍前の状況に戻つつある中、これらの文化財が広く活用できるよう、施設改修や機器の更新も含め、適切な保存環境の整備及び調査、整理、保存措置等を行う必要がある。

7 今後の展開

博物館法改正の趣旨に鑑み、文化財の保護・管理とともに、文化財を市の特徴を示すプロモーションとして使用できるよう、関係各課との情報共有を行っていく必要がある。

8 行政と市民の役割分担

（市）・旧高橋家住宅で、重要文化財の保護に従事するボランティアを育成する。・歴史や伝統の保護・活用のために活動している市民団体について、補助金を交付し、必要に応じて相談にのるとともに、関連情報の提供や活動支援を行う。・博物館で、学芸員と研究団体が連携し、調査等を行う。

（市民）・旧高橋家住宅登録ボランティア・文化財保護関係団体・博物館講座室利用団体

9 所管部の総括

指定文化財について、定期的に状況観察を行い、必要に応じた措置を施し維持管理できたこと、また感染症対策を講じながら可能な限り定員や回数を増やして事業を展開したことは重要であると考え、評価する。

今後においても地域的特色について学術的な調査研究を進め、後世に文化・歴史を伝授するよう努めたい。

342 芸術文化の振興

担当課 生涯学習・スポーツ課

関連課 —



目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得るとともに、より身近で優れた芸術文化に親しめる機会が提供されている。
 各種団体やグループをネットワーク化し、市民の自主的な活動の充実と活性化をはかり、芸術文化に感心を持つ市民の活動が促進されている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

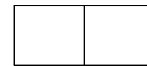


文化祭入場者数（人）

朝霞市文化祭の入場者数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
0	2,196	8,030	12,970

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

国からの支出金を受け、コロナにより芸術や文化活動に困難を極めていた団体等の活動を支援するため、「芸術・文化団体支援事業補助金」制度を設け、団体活動への一助とすることができた。

【継続】

令和4年度においては、ほぼコロナ以前のとおり「芸術文化展」、「市民芸能まつり」、「文化祭」などを開催した。また、夏休み親子陶芸教室も同じく実施することができた。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

令和4年度は、文化協会と共催する芸術文化展、文化祭などの展示、発表部門のほか、夏休み親子陶芸教室など、従前のとおり実施することができた。まだまだ入場者数は少ないものの、文化協会に加盟する方々の展示、発表とそれを鑑賞する入場者により盛り上がりを見せるまでになった。

【外的要因】

朝霞市文化協会も積極的に活動始め、芸術文化事業は盛り上がりを見せていることは施策の推進につながったものと考えられる。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

文化や芸術は親しみをもって取り組んでいくことで、暮らしや生活に豊かさをもたらしてくれるほか、心にゆとりを与えてくれるものである。また、芸術文化が時代を超えて伝え広まっていくことで、次世代への担い手に継承していくことができる。芸術文化に勤しむことで、市民それぞれの交流機会ともなり、コミュニティの活性化にもつながるものと考えられ、必要性は大きい。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	芸術文化振興事業	7,190	7,637	12,640	継続
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		7,190	7,637	12,640	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
7,190	7,637	12,640

6 現状と課題の分析

令和4年度から、ほぼ従前のように文化事業を開催することができている。引き続き文化協会と連携し、関係する団体等とも協働するなどし、子どもから高齢の方、障害のある方など全ての方が、分け隔てなく、芸術文化に触れ、親しむことができる文化施策の展開を行っていく。

7 今後の展開

令和4年度は、従前のような事業展開を行ってきた。子どもから高齢の方、また、障害のある方など全ての方が芸術文化に親しむことで、豊かなまちづくりにつながるよう引き続き、芸術文化の継承に努めていく。

8 行政と市民の役割分担

市は、文化協会との協働により、文化祭や芸術文化展、市民芸能まつりを開催する。

9 所管部の総括

感染症への対応も順応してきており、令和4年度は文化祭事業、夏休み親子陶芸教室などを開催した。芸術文化を期待する市民は多く、市の活性化にもつながるものであるため、芸術文化施策をより推進していかなければならない。

343 地域文化によるまちづくり

担当課 地域づくり支援課

関連課 政策企画課、産業振興課



目指す姿

朝霞市民まつり「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、地域文化が継承されており、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 2 地域の特徴を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
(イ) 市民の地域に対する誇りと愛着の醸成

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】



地域イベント参加者数（人）

本市を代表する四季のイベント（黒目川花まつり、彩夏祭、朝霞アートマルシェ、北朝霞どんぶり王選手権）の参加者数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
0	7,000	480,000	822,000

指標 2 |

-

-

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・コミュニティ協議会に補助金を交付【補助金】運営費補助金405千円、市民まつり補助金22,000千円を補助
- ・よさこい鳴子踊りに参加する小・中学校に補助金を交付【補助金】市内小学校3校に300千円を補助
- ・コミュニティ協議会及び市民まつり実行委員会の事務局運営
- ・朝霞市民優待の実施（佐久市、東根市、西伊豆町/ホテル・旅館の宿泊料10%割引、瑞浪市/3館共通パスポート配布）

2 審議会等第三者機関の評価・意見

該当なし

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

コロナ禍でのイベント開催となり、指標を達成できなかったが、感染症対策を含め、市民や関係機関が協力・連携して取り組んだことで、集団感染の発生もなく、無事に開催することができ、地域文化の継承につながった。

【外的要因】

新型コロナウイルス感染症の影響により、指標を達成することができなかった。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

地域文化を育て、発信し、まちを盛り上げるためにも彩夏祭をはじめとする四季のイベントの果たす役割は重要であり、ふるさと朝霞の文化として、市民の期待度は高いと考えられるため、引き続き、地域活性化のために積極的に支援する必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	コミュニティ推進事業【再掲】	-	-	-	拡充
2	国際・都市間交流事業	5,079	2,657	2,854	継続
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		5,079	2,657	2,854	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
5,079	2,657	2,854

6 現状と課題の分析

人口の流出が多く、ふるさと意識が希薄になりがちで、かつ独自の文化が育ちにくい状況にある。今後においては、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」「黒目川花まつり」「朝霞アートマルシェ」「どんぶり王選手権」などの地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題である。また、コロナ禍においても、安全にイベントを開催できるよう取り組む必要がある。

7 今後の展開

「彩夏祭」「黒目川花まつり」「朝霞アートマルシェ」「どんぶり王選手権」などの地域独自の文化が市民の間に根付くよう積極的に情報発信を行っていく。

8 行政と市民の役割分担

四季のイベントは、市民が主役のイベントであり、主催団体である市民まつり実行委員会や商工会等が主導し、市がサポートする体制は変わらないが、市が担っている役割と市民が担っている役割が適当であるか両者で確認していく。

9 所管部の総括

市民まつりなど地域イベント活性化のため、市としても必要な支援をしていく。

411 住みよい環境づくりの推進

担当課 環境推進課

関連課 みどり公園課



目指す姿

住みよい環境づくりを推進するため、自然環境が保全・再生され、生活環境が保全され、動植物の適正な保護と管理が行われている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

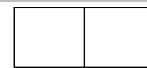


典型7公害苦情受付件数（件）

環境基本法で定義されている、騒音・振動・悪臭などの典型7公害に対する苦情件数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
9	8	7	6

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・合併処理浄化槽の設置や適正な維持管理の周知啓発。
- ・市民団体との協働及び活動支援、環境審議会等の開催。
- ・緑化推進会議の開催、緑地管理ボランティアの支援。
- ・みどりのまちづくり基金募金活動、PR活動の実施。
- ・生産緑地地区の指定や解除、変更等の事務の実施。
- ・大気・水質環境調査、道路の騒音・振動に係る調査及び、水質汚濁防止法に関する事業所対立入調査の実施。
- ・畜犬登録事務や野生鳥獣などの相談及び対処等の実施。
- ・スズメバチの巣の駆除、ムクドリ等の追い払いを実施。
- ・きれいなまちづくり運動や不法投棄対策などの実施。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・緑地保全是、CO2の減少にも関係し、低炭素・循環型社会の推進に重なる問題であるので、担当課の枠を越え、全体的なものとして取り組んでもらいたい。
- ・緑地保全について、既存の制度では限界があると思うので、クラウドファンディング等、新たな方法を取り入れながら展開して欲しい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・指標1については、目標を僅かに達成することができなかったが、苦情件数は年々減少傾向にある。今後も継続して公害の苦情件数が0件となるよう、取り組みを進めていく。
- ・各実施事業については、緑化推進事業や鳥獣・害獣管理事業の一部で目標数値を下回る指標もあったが、概ね順調に実施することができた。

【外的要因】

コロナ禍の影響により、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを中止したため、一部で事業を進めることができなかった。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

自然環境や生活環境の改善など、住みよい環境づくりに対してのニーズは継続的に高く、今後も同様に続くものと考えられる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	合併処理浄化槽設置促進事業	5,430	5,300	5,172	継続
2	環境推進総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
3	緑化推進事業【再掲】	-	-	-	継続
4	みどりのまちづくり基金積立事業【再掲】	-	-	-	継続
5	生産緑地管理事業【再掲】	-	-	-	継続
6	環境情報収集及び公害監視事業	18,850	16,111	17,585	継続
7	鳥獣・害虫管理事業	13,969	13,266	14,467	継続
8	環境美化事業【再掲】	-	-	-	継続
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		38,249	34,677	37,224	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
38,249	34,677	37,224

6 現状と課題の分析

- ・大気・水質環境調査などの結果は安定した数値を示しているが、今後も定期的な監視と対策を実施していく必要がある。
- ・環境の保全、防災、景観形成、レクリエーションなどの機能を持つ緑の減少傾向を止めるため、積極的に保護・創出する必要がある。
- ・環境を改善するために、市は市民、事業者に対して意識啓発や活動支援を行うことが重要である。

7 今後の展開

- ・自然環境や生活環境の状況を把握するため、引き続き環境調査等を行い、調査結果を基に環境の悪化や公害の発生を未然に防止するとともに、市民等に対し情報提供を行う。
- ・緑地の保全及び緑化の推進を図るとともに、自然環境、生物多様性等についての情報収集や発信に努めていく。

8 行政と市民の役割分担

自然環境・生活環境を保全していくためには、市、市民・市民団体、事業者等の協働は欠かすことができない。それぞれが役割を理解し、環境に負荷を与えない行動を実践していく。

9 所管部の総括

市、市民、事業者がそれぞれの役割に応じて協働で住みよい環境づくりの推進に関わっていくことが重要である。自然環境の保全・再生、生活環境の保全、動植物の適正な保護と管理が必要であることを共通認識としていけるような、周知啓発に努めていく。また、新たな課題に対応した第3次環境基本計画の施策を、着実に推進していく。

412 低炭素・循環型社会の推進

担当課 環境推進課
 関連課 資源リサイクル課



目指す姿

低炭素・循環型社会を推進するため、資源の有効活用などの環境に配慮した取組、温室効果ガスの排出抑制の取組が行われている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1



市事務事業のCo2排出量の削減率（%）

市の事務事業から排出されるCo2排出量の削減率(H25年度比)

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
-1.68	1.06	9.00	-8.60

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

・朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱に基づき補助金を交付した。
 ・会員登録された市民から不要な衣類や雑貨等を出品してもらい、販売して清算した。
 ・リサイクルプラザ企画運営協議会と市の協働により各種講座等を開催し、ごみ減量等の情報を発信した。
 ・市内の家庭で再生可能な不要家具類を引き取り補修して、毎月、抽選により展示販売を実施した。
 ・地球温暖化防止に係る周知啓発の実施（アイドリングストップ用のぼり旗の設置、広報・HP、エコライフDAYチェックシートの配布回収）など。

【継続】

・朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱に基づき補助金を交付した。
 ・会員登録された市民から不要な衣類や雑貨等を出品してもらい、販売して清算した。
 ・リサイクルプラザ企画運営協議会と市の協働により各種講座等を開催し、ごみ減量等の情報を発信した。
 ・市内の家庭で再生可能な不要家具類を引き取り補修して、毎月、抽選により展示販売を実施した。
 ・地球温暖化防止に係る周知啓発の実施（アイドリングストップ用のぼり旗の設置、広報・HP、エコライフDAYチェックシートの配布回収）など。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

CO2排出量の推計方法について、市独自の地点集計等を実施し、その数値も勘案しながら施策の現状把握を行えるようにして欲しい。

3 進捗状況

1 ② 3 4 … やや遅れている

【判断の根拠】

・指標1については、本年度より「第4次地球温暖化対策実行計画事務事業編」がスタートし、削減目標の算出方法が変更となっているため、最終年度目標値を変更している。現状で正確な数値を算出できないため、令和4年度の指標は目標数値となっている。引き続き温室効果ガス削減の目標達成のため、意識醸成に努めるとともに、啓発活動を継続していく。
 ・各実施事業については、リサイクルプラザ運営事業、リサイクルショップ運営事業などで、目標数値を下回る指標があったが、概ね順調に実施することができた。
 特に、地球温暖化対策推進事業では、市役所内に設置した電気自動車用急速充電器の利用件数については、大幅に目標を達成することができた。

【外的要因】

4 必要性

1 2 3 ④ … 社会的なニーズは増加傾向にある

国は2050年カーボンニュートラル実現に向け取組を進めており、市においても2030年CO2排出量46%削減を目指し動き出したところである。今後においても、再生可能エネルギーの普及やリサイクル事業、地球温暖化対策事業のニーズは増加傾向となることが考えられる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	再生可能エネルギー普及推進事業	10,969	9,862	10,172	継続
2	リサイクルショップ運営事業	10,192	10,895	11,232	継続
3	リサイクルプラザ運営事業	12,029	12,349	12,346	継続
4	リサイクルプラザ管理事業	15,955	14,885	15,784	継続
5	リサイクル家具類販売事業	6,595	6,471	6,295	継続
6	地球温暖化対策推進事業	7,362	16,627	8,812	継続
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		63,102	71,089	64,641	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
63,102	71,089	64,641

6 現状と課題の分析

・CO2の削減のためには、意識醸成等の啓発とともに、省エネ設備等の導入が不可欠であるが、財政上の問題もあり直ぐに実施することは難しい。そのため、施設の大規模改修等の際に、再エネや省エネ設備の導入を推進していくことが課題となる。

・リサイクルプラザ企画運営協議会と市の協働による各種講座の開催については、実施方法などを検討し、多くの市民の方に利用いただけるよう検討を行う。

7 今後の展開

・脱炭素・循環型社会の実現に向け、地球温暖化対策等をさらに推進するため、第3次朝霞市環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の施策を、着実に推進していく。

・循環型社会を推進するための啓発活動や情報発信を継続し、市民が行う省エネ対策等に対する支援を継続するとともに、創エネ・再エネ設備設置費補助金の内容拡充を行う。

8 行政と市民の役割分担

脱炭素・循環型社会の構築に向けて、全ての人が一体となって協力し合い、温室効果ガスの排出の削減や省エネ・省資源等に取り組むことが大切である。市は率先して環境行動をとり啓発を進め、市民や事業者等はそれぞれの役割の中で、積極的に脱炭素・循環型社会の推進に取り組む必要がある。

9 所管部の総括

脱炭素・循環型社会は、市民・事業者・行政が一体となって取り組まなければ達成することができない。カーボンニュートラル実現に向けて、産業、暮らし、交通、公共等あらゆる分野で取り組む必要がある。

温室効果ガスの削減等を推進するための地球温暖化対策実行計画を着実に実行することにより、環境に負荷をかけないまちづくりを進める必要がある。

413 環境教育・環境学習の推進

担当課 環境推進課

関連課 —



目指す姿

環境学習・環境教育を推進するため、市民などの環境意識が高揚し環境美化を推進するための取組が行われている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

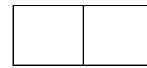


環境美化ポスターの応募者数（人）

市内の小学生を対象に、環境美化をテーマに募集しているポスターの応募者数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
0	226	229	200

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

・本年度よりスタートした「第3次朝霞市環境基本計画」の施策を周知・啓発するため、環境配慮行動を分かり易く解説した『あさか環境かるた』を作成し、環境教育・環境学習を推進した。

【継続】

- ・環境審議会を2回開催した。
- ・市民団体との協働及び活動支援を行った。
- ・環境施策実施年次報告「朝霞の環境」及び「朝霞市環境基本計画 実施計画」を発行した。
- ・市民等を交えた市内一斉清掃活動である「きれいなまちづくり運動」を、春と秋の2回実施した。
- ・環境美化推進員による市内美化活動を実施した。
- ・環境美化活動等に貢献した団体等を表彰を行うため自治会等に推薦を依頼した（推薦がなく表彰者なし）。
- ・不法投棄監視パトロール等の不法投棄対策を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【環境審議会】

・環境施策年次報告書には、改善内容や関連する計画等を掲載し、分かり易いものにして欲しい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・指標1については、年度目標を達成することができた。今後においても、小・中学生が環境問題に対して関心を持ってもらえるよう、継続して環境学習や環境教育の機会の提供に努める。
- ・各実施事業については、概ね例年どおりに実施することができた。

【外的要因】

コロナ禍の影響により、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを中止したため、一部で事業を進めることができなかった。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

環境問題の多くは、日常生活や事業活動等に起因していることから、すべての人が各々の立場で取り組みを進めることが必要であるため、今後も継続して環境教育や環境学習を推進して行く必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	環境推進総務事務事業	13,717	13,451	12,685	継続
2	環境美化事業	18,006	18,918	20,702	継続
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		31,723	32,369	33,387	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
31,723	32,369	33,387

6 現状と課題の分析

広報あさかや市ホームページへの環境関連記事の掲載、市環境施策実施年次報告書「朝霞の環境」の発行や「きれいなまちづくり運動」の開催等を通じて、市民や事業者の環境意識の向上を図っているが、効果が見えにくい。そのため、市民等が必要としている環境情報を的確に把握し、環境学習・環境教育の推進に反映させていることが課題である。

7 今後の展開

- ・本年度よりスタートした第3次朝霞市環境基本計画の施策を着実に進めるとともに、引き続き、市民等への情報提供を積極的に行い、市民団体等への活動支援などの協働を継続する。
- ・市民等への意識啓発や関係機関との連携を図り、不法投棄監視パトロールや美化推進委員による美化活動等を継続し、環境美化の推進に取り組んでいく。

8 行政と市民の役割分担

環境問題の多くは、すべての人の日常生活や事業活動等によって引き起こされていることから、各々の立場で環境問題への取り組みを進める必要である。市は積極的に環境学習などの機会の提供と啓発を行っていく。また、市、市民、事業者で密接に連携しながら、継続した環境保全活動に取り組んでいく。

9 所管部の総括

環境学習・環境教育を推進していくためには、市民や事業者と環境情報や環境問題を共有する必要がある。また、市民等の環境意識が向上するような取組の継続が大切である。そのため、市民等へのわかりやすい情報提供を積極的に行い、市民団体等への活動支援を継続するとともに、その内容について改善していく必要がある。

421 ごみの減量・リサイクルの推進

担当課 資源リサイクル課

関連課 —



目指す姿

ごみの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会が構築されている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1



市民一人当たりごみ排出量 (g/日)

限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を低減させるため、ごみの減量化を目指す。

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
592	577	561	462

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・市民活動団体（NPO）と協働で作成した「ごみ分別アプリ」の情報発信を行った。
- ・市ホームページに、ごみ分別辞典の5か国語版（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語）を掲載した。

【継続】

【啓発事業】

- ・6月は環境月間に合わせて、水切りネットを配布。7月は小学生向けに3R啓発事業(手すきはがき作り)実施。10月は3R推進月間として、ごみの減量、適正排出の啓発。11月はごみ分別キャンペーンとして、適正分別の啓発を実施した。
- ・市ホームページでごみの減量・再資源化の啓発に努めた。
- ・事業系ごみ削減の啓発を行った。

【地域リサイクル活動推進補助金交付】

- ・資源物回収団体へ補助金を交付した。

【リサイクルプラザにおける啓発事業】

- ・食品ロス削減、制服リサイクル、環境関連書籍の貸出などの事業を実施した。
- ・市民から引き取った不用家具をリサイクルプラザのシルバー工房で清掃・補修し、展示販売を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

- ・今後もコロナ禍を見据えた施策実施が必要である。
- ・ごみの減量化には、ごみ処理の状況について市民の認知度を上げていく必要がある。
- ・事業ごみは、コロナ禍以前の状態に戻りつつあることから増加傾向にあり、立入調査による実態把握、適正排出の指導等に努めること。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・事業ごみ排出量は増加しているが、家庭ごみは減少している。
- ・市民で構成された「リサイクルプラザ企画運営協議会」との協働による講座を3回開催した。

【外的要因】

コロナ禍の影響を多大に受けた令和2年度に比べて、社会情勢がコロナ禍以前の状況に戻ってきたこともあり、事業系ごみは増加している。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・循環型社会の構築には、市民や事業者の協力が必要不可欠であるため、意識啓発の必要性は高い。
- ・今後ごみの適正分別、再資源化を推進していく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	ごみ減量・リサイクル推進啓発事業	8,717	7,878	6,312	継続
2	廃棄物減量等推進審議会運営事業	4,830	3,288	3,331	継続
3	リサイクルショップ運営事業【再掲】	-	-	-	継続
4	リサイクルプラザ運営事業【再掲】	-	-	-	継続
5	リサイクルプラザ管理事業【再掲】	-	-	-	継続
6	リサイクル家具類販売事業【再掲】	-	-	-	継続
7	ごみ減量・リサイクル推進補助事業	13,516	14,261	13,017	継続
8	塵芥処理事務事業	10,486	13,094	11,735	継続
9	一般廃棄物処理基本計画策定事業	-	-	9,242	継続
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		37,549	38,521	43,637	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
37,549	38,521	43,637

6 現状と課題の分析

- ・昨年度に比べて、事業ごみ排出量は増加しているが、家庭ごみは減少している。
- ・単身世帯や外国人居住者の集合住宅において、分別不良のまま集積所に排出されることが多いため、排出ルールの啓発や、市民・事業者・行政の3者による取組みを引き続き行っていく必要がある。

7 今後の展開

- ・分別の徹底による再資源化への取組みや地域リサイクル活動補助金による集団回収の利用促進を図っていく。
- ・リサイクルや食べきりなどの施策により、食品ロスを削減する。
- ・コロナ禍の状況に応じて様々な施策を展開し、ごみの減量及び再資源化を推進していくほか、適正分別の啓発にも努めていく。

8 行政と市民の役割分担

- ・市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の構築を目指す。
- ・市民で構成された「リサイクルプラザ企画運営協議会」との協働による講座を開催する。

9 所管部の総括

家庭ごみは減少しているが、事業ごみは増加傾向にあるため、今後のコロナ禍の状況を注視しながら、状況に応じた施策展開を進めていく。

422 ごみ処理体制の充実

担当課 資源リサイクル課

関連課 —



目指す姿

・効率的な収集運搬体制の確立を図り、ごみ処理施設の適切な維持管理及び運転管理を行うとともに、計画的な最終処分場の確保に努めることにより、ごみ処理体制の充実が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1



ごみ焼却処理施設の稼働率（%）

適切な保全により処理能力低下を防止し、H26～30年度平均値の97.6%に対して3%以上低下させないよう維持する（稼働率＝稼働日数／年間日数）

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
98.1	98.1	98.1	94.6

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・効率的な収集体制を維持し、家庭ごみの収集運搬業務を委託により実施した。
- ・中間処理後、再資源化を実施した。
焼却灰3,460 t（埋立処理978 t、再資源化処理2,482 t）
不燃残渣等2,132 t（埋立処理107 t、資源化処理2,025 t）
- ・ごみ焼却処理施設の各種修繕・工事、その他各種設備機器の点検整備を実施した。
- ・朝霞和光資源循環組合へ、新ごみ焼却処理施設建設に必要な費用を負担した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

第6次の基本計画策定に伴う市民アンケートにおいて、ごみ処理広域化の認知度が高くなかったため、広報等で認知度向上に努めるべきである。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

・効率的な収集体制を維持し、ごみ処理施設の安全かつ適切な運転と維持管理を行うとともに、最終処分場に確保に努めるなど、ごみ処理体制の充実を図る。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・効率的な収集運搬体制を維持しつつ、焼却灰等の再資源化を更に推進し、循環型社会の形成に努める必要がある。
- ・ごみ処理の新施設建設に向けて、継続して負担金の支払いや検討を行う必要がある。
- ・可燃ごみと粗大ごみの処理施設は、新施設稼働開始までの間、現施設を適切に維持管理する必要がある。
- 資源ごみ処理施設については、当面の間広域化の対象外となっているため、計画的な工事等により、令和10年度以降も安定的に稼働する必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	グリーンセンター維持管理事業	103,216	118,102	93,558	継続
2	可燃ごみ処理事業	721,272	713,302	892,969	継続
3	資源ごみ処理事業	405,625	403,335	412,973	継続
4	清掃総務事務事業	7,723	40,231	9,137	継続
5	粗大ごみ処理事業	111,815	108,696	105,054	継続
6	朝霞地区一部事務組合負担事業（し尿処理）	34,764	27,158	25,805	継続
7	不燃ごみ処理事業	137,626	134,955	130,186	継続
8	塵芥処理事務事業【再掲】	-	-	-	継続
9	朝霞和光資源循環組合負担事業	52,011	141,771	112,141	継続
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		1,574,052	1,687,550	1,781,823	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度

1,574,052

R3年度

1,687,550

R4年度(見込み)

1,781,823

6 現状と課題の分析

- ・集積所へ不適切に排出された不法投棄物は、そのまま放置されると集積所周辺の生活環境が悪化するため、集積所パトロールや啓発等により、適正な排出を促す必要がある。
- ・ごみ処理施設の状況を把握し、計画的な点検、修繕や工事等を実施し、適切に維持管理する必要がある。

7 今後の展開

- ・効率的な収集運搬体制を維持し、ごみ処理施設の安全かつ適切な運転と維持管理を行うとともに、最終処分場の確保に努めるなどごみ処理体制の充実を図る。
- ・施設設備の計画的な点検、修繕、工事等を実施し現ごみ処理施設の有効活用に努める。
- ・引き続き、朝霞和光資源循環組合へ、新ごみ処理施設建設に必要な費用を負担する。

8 行政と市民の役割分担

- ・行政は、市民へごみの適正排出について啓発し、市民は適正排出に努める。
- ・行政は、事業者へ適正排出や再資源化について啓発し、事業者は適正排出や資源化に努める。

9 所管部の総括

- ・和光市とのごみ処理広域化については、令和5年度までに用地取得の完了ならびに事業者と契約締結し、令和6年度から設計、工事を予定している。令和10年度の新施設稼働開始を目標に業務を進めていく。
- ・新ごみ処理施設が稼働するまでの間、安定的なごみ処理を実施するとともに、焼却灰などの再資源化を進め環境への負担軽減を図る。

511 市街地の適正な利用

担当課 まちづくり推進課
 関連課 道路整備課、産業振興課



目指す姿

まちの限られた土地資源が有効に配分され、鉄道駅周辺など公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、住宅系、商業・業務系、工業系のそれぞれの土地利用が適正に行われ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1



区画道路整備延長 (m)

暫定逆線引き地区の区画道路の整備済み延長と整備率

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
853	853	853	3,756

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

多くの駅利用者の流動を活かした商業的土地利用を図るとともに、ウォークアブルやバリアフリーといった人中心のまちなかづくりを目指すため、北朝霞・朝霞台地区のエリアプラットフォーム（官民連携組織）の構築や、未来ビジョンの策定に向けて検討を開始。

【継続】

- 道路、歩道用地の買収および土地開発基金への繰戻しを実施した。
- 生活道路の拡幅整備のため、市道の改良工事を行った。
- 都市計画審議会を開催するとともに緑や景観の保全に努めた。
- 朝霞駅周辺地区において「居心地が良く歩きたくなるまちなか」や「商業活性化」をテーマにイベントを実施。
- 将来の人口減少、超高齢化社会を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを進めるため立地適正化計画を策定。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

全国的に見ると朝霞市は財政、居住地域のまとまりといった観点から恵まれている方だとは思いますが、長期的には課題もある。現実問題として、住んでいる住民も自分たちがこれからどう暮らしていくかを考え、住む場所を選ぶ時代になってきているので、行政はそれをどうサポートしていくかを考える必要がある。そのためには現状の延長ではなく、将来に向けた調査・研究を進めてもらいたい、成果を見据えた政策を実現できるように取り組んでもらいたい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- 道路整備基本計画に位置付けられた拡幅路線の買収を行うことができた。
- 都市計画審議会において、予定通り審議すべき案件を付議することができた。
- 用地を取得した箇所から順次、道路改修工事設計や改修工事を実施することができた。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- 旧暫定逆線引き地区内の土地区画整理事業の完了により、良好な住環境の基盤整備が進み、今後も波及効果が期待される。
- 道路整備基本計画や無電柱化推進計画に基づき、歩道整備や交通安全対策、防災面の向上など、快適な生活空間の形成が期待される。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	都市計画総務事務事業	93,111	118,323	124,370	継続
2	道路用地取得事業	31,547	352,932	214,199	継続
3	道路改良事業【再掲】	-	-	-	継続
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		124,658	471,255	338,569	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
124,658	471,255	338,569

6 現状と課題の分析

- ・厳しい財政状況等を踏まえ選択と集中の観点から効率的な道路整備を推進する必要がある。
- ・地区計画などにより、地区ごとにふさわしい良好なまちづくりを進める必要がある。
- ・橋梁、歩道橋等の整備では、長寿命化計画に基づき改修等を進める必要がある。
- ・安全な歩行空間の確保など、人中心のまちなかづくりを推進する必要がある。

7 今後の展開

- ・道路整備基本計画に基づき、歩道整備や交通安全対策のほか無電柱化や街路樹の管理等についても検討し施策を推進する。
- ・ウォーカブル推進都市として、ベンチや休憩施設の設置など、人中心の居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指す。
- ・地区計画や土地区画整理事業など、計画的な市街地整備を支援する。

8 行政と市民の役割分担

- ・地域の実情に即したまちづくりや市街地整備を進めるとともに、先進事例の調査やコスト削減に向けた工夫、また行政・商店会等のイベント情報の発信を行う。
- ・官民連携によるまちづくりを推進し、ウォーカブル空間の整備や魅力的な商業エリアの形成などを図る。
- ・個別計画の策定や景観づくりの推進等にあたっては、市民や景観づくり団体等から意見を聴く機会を設け、市民・事業者等と連携・調整を図る。

9 所管部の総括

道路整備基本計画に基づき、道路拡幅のみならず、橋梁や歩道橋の長寿命化対策、舗装修繕、街路樹など道路緑化による緑の軸の形成や無電柱化の推進のほか、賑わいとコミュニティ形成の場としての道路空間の実現などを推進していく。今後はウォーカブル推進都市としてシンボルロードをはじめ、街路や公園など公共空間を活用する取組を推進していくとともに官民連携のまちづくりを進めていく。

512 市街地周辺の適正な利用

担当課 まちづくり推進課

関連課 政策企画課、みどり公園課、道路整備課



目指す姿

市街地の周辺に指定されている市街化調整区域では、市街化を抑制し優良な農地や良好な自然的環境を維持・保全することを基本とし、緑地・自然環境と調和した、地域特性に応じた適正な利用が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

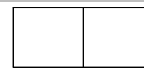


市街化調整区域の適正な土地利用（－）

目標年度において実施されている具体的な土地利用の内容

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
—	—	—	国道254号バイパス周辺の適正な土地利用

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

・国道254号バイパス沿道の土地利用の活性化に向けて、検討委員会を開催し検討を進めた。

【継続】

- ・冒険遊び場づくりをNPO法人朝霞プレパークの会に委託
- ・都市公園において移動プレーパークを実施
- ・緑化推進会議を開催
- ・緑化推進奨励金を交付
- ・緑地ボランティアの支援
- ・シンボルロードの維持管理を行うとともに、官民連携によるイベント(アサカストリートテラス、あさか冬のあかりテラス)を実施するなど、まちなかのにぎわい創出に資する利活用を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・プレーパークについて、自然に触れる機会は子供の育ちにとっても重要なので、できれば常設してもらいたい。また、移動式の回数や開催場所についても、もう少し増やしてもらいたい。
- ・シンボルロードは、国有地である基地跡地の活用という観点ではとても評価できる取組だと思ふ半面、市のPRが足りていないようにも感じるため、引き続き頑張ってもらいたい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・シンボルロードは令和2年2月に供用開始し、コロナ禍の中、広大な緑の屋外空間として市民から親しまれ、様々なイベントを開催した。
- ・朝霞の森運営会議を開催した。
- ・農業従事者の死亡等により生産緑地の指定解除が多くなっている。また保護地区及び保護樹木の新規指定は進んでおらず、指定面積及び指定本数は増えていない。
- ・都市計画審議会に付議した案件はすべて議決することができた。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・樹林地や樹木の伐採が進んでおり、緑地の減少に伴う緑の保全に対する要望が増加することや、維持管理には多額の費用がかかるため、引き続き市が保全に関与することが必要である。
- ・基地跡地に対する市民の関心を高める機運を醸成するために、朝霞の森の管理運営を市民と協働で行う必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
2	緑化推進事業【再掲】	-	-	-	継続
3	基地跡地整備基金積立事業	3,455	3,353	1,813	継続
4	基地対策事業	1,570	3,032	1,854	継続
5	基地跡地暫定利用事業	14,324	14,162	14,918	継続
6	シンボルロード管理事業	28,682	33,725	42,206	継続
7	道路施設修繕事業【再掲】	-	-	-	継続
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		48,031	54,272	60,791	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
48,031	54,272	60,791

6 現状と課題の分析

- ・市内に残された貴重な自然を保全し有効活用するためには、市民や土地所有者との連携・協働が必要であり、意見交換会などの機会を確保していく必要がある。
- ・賑わいの創出や居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりのため、道路、公園、広場など、公共空間の有効活用について官民が連携して取組を検討していく必要がある。
- ・保護地区及び保護樹林は、本市における貴重な緑であり、保全に欠かせないものであることから、いかに存続していくか、対策の検討が必要である。

7 今後の展開

- ・環境の保全、防災、景観の形成など多様な機能を持つ貴重な緑を保全していくとともに、市街地における緑化を推進していく。
- ・アフターコロナを踏まえた、街路や公園など、公共空間の利活用について周辺エリアと連携しながら検討し、まちなかウォークラブルや賑わいを創出する取組を進める。
- ・国道254号バイパスの2期整備が進む中、沿道活性化について地域の活性化に資する土地利用の検討を進める。

8 行政と市民の役割分担

- ・市民ボランティアを募集、育成、活用しながら市民意識を醸成し、自然の大切さと必要性を理解することで、緑や自然環境の保全、また公園の管理や運営を行っていく。
- ・シンボルロード周辺エリアについて、さらなる魅力向上に向けて、イベントの実施など官民連携や協働の取組を推進する。

9 所管部の総括

- ・市街地と自然環境との調和については、黒目川をはじめ、河川沿いの緑や水辺など優れた自然環境や優良な農地が残されており、これらをできる限り保全していくとともに、地域の状況に応じて、適切な土地利用が行われるようにしていく必要がある。
- ・アフターコロナを踏まえた街路や公園など、公共空間の利活用については、周辺エリアと連携しながら、まちなかウォークラブルや賑わいを創出する取組を進めていく。
- ・国道254号バイパス沿道については、地域の活性化に資する土地利用の検討を進める。

531 まちの骨格となる緑づくり

担当課 みどり公園課

関連課 まちづくり推進課、産業振興課、農業委員会事務局



目指す姿

子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペースで自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動を行っている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1



市内全域における緑被面積の割合（％）

5年ごとに調査する緑被面積調査による市内全域の緑被面積の割合

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
37	37	37	37

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・グリーントレイルマップを作成した。
- ・（仮称）宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園、まぼりみなみ公園整備事業を開始した。
- ・内間木公園拡張整備基本構想等の策定のための検討を開始した。
- ・ナラ枯れ等を要因とした、枯損木を伐採した。また、都市公園等の樹木調査を実施した。

【継続】

- ・公園施設長寿命化対策工事として島の上公園1か所の遊具の更新を実施した。公園及び児童遊園地の維持管理を行い遊具等の不具合防止に努めた。
- ・冒険遊び場づくり事業をNPO法人朝霞プレーパークの会に委託し、また朝霞の森内の除草作業等の一部をボランティアで市民が行った。
- ・生産緑地地区の指定や解除、変更などの都市計画決定を2回行った。
- ・シンボルロードイルミネーション「あさか冬のあかりテラス2022」を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【緑化推進会議】みどりの基本計画及び花とみどりのまちづくり構想に基づき、的確に施策を推進していくこと。
 【外部評価委員会】プレーパークは、子どもの育ちのためにも、常設で実施してほしい。移動式の数や開催場所を増やしてほしい。
 新たな方法を取り入れて、緑地保全に取り組んでほしい。
 （自然・環境に恵まれたまちに関する所見より抜粋）

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・市民ボランティア団体と協働で、特別保全地区や緑地、公園の管理を行った。
- ・公園や児童遊園地の遊具を適切に管理するなど、大きな事故もなく安全に利用していただけました。
- ・公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の更新工事を実施した。
- ・（仮称）宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園、まぼりみなみ公園の住民説明会を実施した。
- ・内間木公園拡張整備検討委員会を3回実施し、基本構想等策定の検討を進めた。

【外的要因】

- ・主要な緑である樹木・樹林は、公園や街路樹、公共施設等の公共の緑と、住宅地や事業者等の私有地の緑がほぼ同量を占めており、私有地の緑も重要な存在となっている。
- ・公園や緑地内の樹木が、ナラ枯れ等を要因として、枯損している。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

良好な景観を形成する緑と水辺の連続性を高めていくために、街路樹、生け垣、河川等の緑と水辺によって、公園や樹林、農地等の拠点となる緑と水辺をつなぐエコロジカルネットワークを形成するとともに、市民が愛着と誇りを持つまちをつくるため、街路樹をはじめとする公共の緑を適正に管理し、美しく育てていく必要がある。また、私有地の樹木・樹林が、公共の緑と同様の割合を占めていることから、市民や事業者と協力して、緑の量を増やすとともに、質についても充実させる必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	みどりのまちづくり基金積立事業	2,115	8,069	3,686	継続
2	緑化推進事業	54,969	37,632	33,289	継続
3	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
4	生産緑地管理事業	5,683	5,780	4,672	継続
5	市民農園事業【再掲】	-	-	-	継続
6	農業委員会運営事業【再掲】	-	-	-	継続
7	公園管理事業	278,612	229,782	226,756	継続
8	公園施設改修事業	49,977	83,802	112,863	継続
9	児童遊園改修事業	7,469	9,615	9,868	継続
10	児童遊園管理事業	63,576	60,502	70,742	継続
11	内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	-	-	18,280	継続
12	(仮称)宮戸二丁目公園整備事業	-	-	16,384	継続
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		462,401	435,182	496,540	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
462,401	435,182	496,540

6 現状と課題の分析

・本市の主要な緑である樹木・樹林は、公園や街路樹、公共施設等の公共の緑と、住宅地や事業者等の私有地の緑がほぼ同量を占めており、私有地の緑も重要な存在となっている。引き続き、市民の身近な緑や街路樹に対し、適切な管理を進めていくことが求められる。

7 今後の展開

・良好な景観を形成する緑と水辺の連続性を高めていくために、街路樹を整備、育成・管理し、公園や樹林、農地等エコロジカルネットワークの拠点となる緑と水辺をつないでいく。また、それらのネットワークの間に位置する住宅地や商業地等の私有地において、花壇や生け垣の設置等により緑を充実させ、身近な緑と水辺のネットワークを創出していく。
 ・（仮称）宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園、まぼりみなみ公園の設計を適切に進めていく。
 ・公園等の利用者の安全を確保するため、枯損木等の伐採を進めていく。

8 行政と市民の役割分担

緑豊かな環境を創出するうえで公共施設が先導的な役割を果たすために、市が管理する緑と水辺の適切な維持管理や公共施設の緑化を推進する。また、私有地にある緑等については、開発事業等における緑化の指導を推進するとともに、花壇や生け垣等の設置、保護地区や保護樹木への支援を行う。また、引き続き市民や事業者との連携、協働を図っていく。

9 所管部の総括

・本市の緑は減少傾向にあり、緑の量を確保していくと同時に、緑の質を高める取組として、市民や事業者等と行政で、緑の魅力や価値を共有し、協働により、地域全体で緑を守り、育てていくため、みどりの基本計画及び花とみどりのまちづくり構想に基づき、施策を着実に実施していく。
 ・市内に残る貴重な緑を継続的に保全していくため市民と連携して管理していくとともに私有地の緑地についても適切な支援のあり方についての検討や、当初指定の生産緑地地区を都市農地として継続的に保全していくため、特定生産緑地地区に指定していただくよう努めていく。
 ・景観計画に基づく施策を着実に実施していく。

532 うるおいのある生活環境づくり

担当課 みどり公園課

関連課 まちづくり推進課、道路整備課



目指す姿

市内の緑地や河川で多様な生物を見ることができ、多くの市民が緑や水辺に親しんでいる。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
 (ア) 暮らしやすさが実感できる都市機能の充実

指標 1 | 【まち・ひと・しごと】



公園・緑地管理ボランティア団体数（団体）

公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
21	21	22	25

指標 2 |

-

-

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

・シンボルロード版使い方ガイドブックの作成のための会議を開始した。

【継続】

- ・黒目川桜並木の維持管理を行った。
- ・令和4年度は朝霞の森秋まつりを開催した。
- ・緑化推進会議を開催した。
- ・わくわくどーむ前のふれあい花壇の維持管理を行った。
- ・シンボルロード管理運営を考える会議を開催した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

・新たな方法を取り入れて、緑地保全に取り組んでほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

（説明）
 ボランティア団体の総数としては、令和4年度は、1団体増え、22団体となった。
 （公園等管理ボランティア17団体、緑地管理ボランティア5団体）

【外的要因】

公園や緑地等の管理の担い手は、市民ボランティアである。今後も市民にボランティア活動について関心をもってもらえるように努める。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

朝霞らしい魅力のある景観をつくり、守っていくために、黒目川の景観を保全するとともに、斜面林や水辺に親しむ場の創出をさらに進める必要がある。また、生物多様性の保全、景観形成の観点から緑地を適切に管理していくため、管理の担い手を育成し、技術を伝承していくことや、市民、事業者との連携、協働により、みどりを守り、育てる担い手を増やしていく必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	花の植栽事業	8,456	8,029	8,969	継続
2	黒目川桜並木管理事業	4,538	5,101	5,642	継続
3	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
4	緑化推進事業【再掲】	-	-	-	継続
5	基地跡地暫定利用事業【再掲】	-	-	-	継続
6	公園管理事業【再掲】	-	-	-	継続
7	内間木公園拡張整備基本構想等策定事業【再掲】	-	-	-	継続
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		12,994	13,130	14,611	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
12,994	13,130	14,611

6 現状と課題の分析

・緑が減少傾向にあるため、緑を市民、事業者との連携、協働で守り育て、質の維持・向上を図っていく必要があるが、担い手となる市民ボランティアの高齢化が進んでおり、参画者の裾野を広げていくことが課題である。

8 行政と市民の役割分担

・潤いのある生活環境づくりを進めるうえで公共施設が先導的な役割を果たすために、県と連携して黒目川等の河川の景観や環境を維持するとともに、市が管理する緑と水辺の適切な維持管理や公共施設の緑化を推進する。また、市民、事業者が行う植樹等の事業や樹林地の管理活動をはじめとする緑地保全、緑化推進、景観形成等を支援する。

7 今後の展開

本市で保全されている緑と水辺の質を適切な管理により維持、向上していくため、市民、事業者と連携、協働して緑地管理等のボランティア活動を推進していくとともに、より多くの市民・事業者が参加できる機会を創出し、みどりを守り、育てる担い手を育てる。また、市民が緑と水辺に親しむことができる環境を引き続き確保していく。

9 所管部の総括

・本市には、市民に親しまれている黒目川をはじめとする河川、台地の縁に残る斜面林、多くの湧水地など、豊かな緑や水辺が残されている。しかしながら、緑の減少傾向が続いており、緑等の量を確保するとともに、質を維持、向上させていくことが重要である。
・生活に潤いをもたらすためにも、市民が緑等に親しめる環境を確保していく必要がある。このため、みどりの基本計画、花とみどりのまちづくり構想及び景観計画に基づく施策を着実に実施するとともに、今後も市内に残る貴重な緑を継続的に保全していくため、みどりを守り、育てる担い手となる市民等と一層の連携を検討していく。

533 まちの魅力を生み出す景観づくり

担当課 まちづくり推進課

関連課 開発建築課、みどり公園課、道路整備課



目指す姿

朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

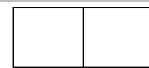


景観の満足度（％）

市民意識調査の結果報告書の景観の満足度（満足している、まあ満足しているの合計割合）

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
—	—	—	55

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

- ・景観形成補助金を活用して整備した島の上公園展望テラス及び黒目川さくらテラスに周辺景観と調和した看板を設置した。
- ・みどり豊かなまちづくりに資する寄附型自販機を市内公共施設6か所に設置した。
- ・景観の届出対象規模の見直しを実施（一戸建て住宅と小規模建築物届出除外）

【継続】

- ・黒目川桜並木の清掃、除草、遊具等点検及び仮設トイレの設置、提灯及び灯籠の設置などを行った。
- ・みどりのまちづくり基金の募金活動及びPR活動を実施した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

緑地保全については、生産緑地等の既存の制度だけでは限界があると思うので、例えばクラウドファンディング等、新たな方法を取り入れながら展開してほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・景観届出内容規模の見直しを行い、4月1日より運用を開始した。
- ・景観形成補助金を景観づくり団体に交付した。
- ・みどりのまちづくり基金については、寄附型自販機による売上金の一部の他、寄付金・募金額により目標を達成した。
- ・建築基準法における完了検査について、受検したすべてが合格となり、良好な建築行政の運営が図られた。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・朝霞ならではの魅力ある景観を形成し、住みたい、住み続けたいまちとしていくため、景観計画に位置づけられた施策を着実に実施するとともに、景観審議会や景観づくり団体等との意見交換会を継続的に実施する必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	景観まちづくり推進事業	13,162	17,015	10,061	継続
2	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
3	みどりのまちづくり基金積立事業【再掲】	-	-	-	継続
4	黒目川桜並木管理事業【再掲】	-	-	-	継続
5	建築行政事業【再掲】	-	-	-	継続
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		13,162	17,015	10,061	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
13,162	17,015	10,061

6 現状と課題の分析

- ・景観まちづくりは、地域の実情に沿った個性あるまちづくりを推進するため、市民参加は必要不可欠であり、市民・事業者・行政が連携、協働して取り組んでいく必要がある。
- ・特別緑地保全地区等の緑地の管理を市民団体が担っているが、高齢化が進んでおり後継者の育成等が必要である。今後は、さらに市民参画を高めていく必要がある。

8 行政と市民の役割分担

- ・景観まちづくりは、市民・事業者・行政が協働で取り組む必要がある。
- ・景観重点地区であるシンボルロード周辺エリアについては、様々なステークホルダーが集い、公園、街路等のパブリック空間の活用を軸とした新しいまちなかづくりについて官民連携で取組を進める必要がある。

7 今後の展開

- ・景観計画に位置づけられた施策の推進に向けて、景観審議会の開催及び景観づくり団体との意見交換会を継続的に開催するとともに、市民・事業者・行政の連携、協働を進める事業を引き続き検討する。
- ・黒目川桜並木や黒目川まるごと再生プロジェクトで整備された広場等の管理を適切に行う。
- ・シンボルロード周辺エリアは公共空間の利活用を軸に居心地が良く歩きたくなるまちなか形成や魅力あるエリア創出などを目指す。

9 所管部の総括

- ・良好な景観形成のため、景観重点づくり地区等において適切に制度の運用を実施するほか、景観形成補助金等の支援制度の周知活用をはかる。
- ・景観づくり団体との連携を図り、市民・事業者・行政による景観づくりを支援していく。

534 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

担当課 まちづくり推進課
 関連課 環境推進課、下水道施設課、道路整備課



目指す姿

自然との共生や地球環境への負荷を軽減する観点から、全ての人や生き物にやさしく、環境面への配慮が行き届いたまちとなっている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1



雨水流出抑制施設設置割合（％）

開発事業件数に対する雨水流出抑制施設の設置割合

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
100	100	100	100

指標 2

—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

- ・市民からの通報や職員のパトロールにて発見した水路に泥が堆積している箇所の清掃を委託した
- ・環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を推進するため、太陽光発電システム、エネファーム、蓄電池、雨水貯留槽の設置費用に対し補助金を交付した。
- ・市有施設の屋根貸しによる太陽光発電を3施設で実施した。
- ・市役所公用車駐車場に電気自動車用急速充電気を設置し供給した。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【外部評価委員会】

- ・緑地保全是、CO2の減少に関係し、低炭素・循環型社会の推進に重なる問題もあるので、担当課の枠を越え、全体的なものとして取り組んでもらいたい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

- ・太陽光発電システムや蓄電池、雨水貯留槽等の設置に対し補助金を交付し、地球温暖化対策を実施することができた。
- ・水路の清掃などを適切に行うことにより、水害の被害を抑制することができた。
- ・谷津地調整池において志木市が維持管理で支出した費用について負担割合に応じて支出した。
- ・市内公共施設での温室効果ガスの排出の削減を行い、市が先導して温暖化対策に取り組む姿勢を示せている。

【外的要因】

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

- ・近年、多発するゲリラ豪雨や台風など自然災害に対する危機意識が高まっている。
- ・市民の命と財産、安心と安全を守るため、雨水流出抑制対策の必要性は高い。
- ・温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出を抑制することは、今後の重要な課題となる。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	水路管理事業	3,266	2,146	3,072	継続
2	再生可能エネルギー普及推進事業【再掲】	-	-	-	拡充
3	都市計画総務事務事業【再掲】	-	-	-	継続
4	地球温暖化対策推進事業【再掲】	-	-	-	継続
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		3,266	2,146	3,072	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
3,266	2,146	3,072

6 現状と課題の分析

- ・市民や事業者に地球温暖化について関心を持ってもらうため、継続して広報、ホームページ、SNS等を有効活用し、効果的な啓発を行う必要がある。
- ・水路への不法投棄が多いため、巡回や点検を適切に実施する必要がある。

7 今後の展開

- ・水路や桟の清掃など、適切な管理を行い、水害による被害を予防していく。
- ・循環型社会の構築を目指すため温暖化対策（太陽光発電設置費補助、電気自動車充電器有料利用、各種啓発活動）については引き続き継続する。
- ・次世代自動車の普及促進を図るため、市に設置している電気自動車用急速充電器の周知を図るとともに、創エネ、省エネ設備等の補助について近隣市の状況などを調査検討していく。

8 行政と市民の役割分担

- ・災害時には自助、共助、公助が互いに連携し一体になることで、被害が最小限になるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなります。また循環型社会の形成には行政、企業、個人がそれぞれの役割に応じて3Rを実践していくことが求められています。

9 所管部の総括

- ・道路や公園等の公共空間等の整備には自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考えに基づき整備を推進していく。
- ・循環型社会の形成には行政・企業・個人がそれぞれの役割に応じて3Rを実践していくことが求められており、このため広報あさか、市ホームページ、SNS等の有効活用により、効果的な啓発を行う必要がある。

574 都市農業の振興

担当課 産業振興課

関連課 学校給食課、農業委員会事務局



目指す姿

農業後継者の育成がなされることにより、農業経営の安定化を図るとともに、地産地消の推進や食育への理解が深められている。また、農業体験事業による市民と農家との交流により、都市型農業の振興が図られている。

まち・ひと・しごと目標 —

指標 1

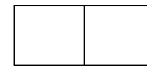


認定農業者数（人）

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業を目指すため作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者数

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)
28	28	29	32

指標 2



—

—

R2年度実績	R3年度実績	R4年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 実施内容

【新規】

【継続】

・浜崎農業交流センターを農産物直売組合に貸出し、地場農産物を直売し市民と農業者が交流を図ることができた。 ・市内に市民農園6農園450区画を設置・管理し、市民に農作物栽培の場を提供した。 ・地場野菜出荷用箱の購入費を補助し、地場野菜の振興等を図った。 ・緑肥作物種子の配布等を実施し、市民の農業理解を深めた。 ・農業者・農業団体運営支援のため補助金を交付した。 ・農地の利用状況調査及び遊休農地対策を行った。 ・地場野菜を学校給食に起用し、児童・生徒は新鮮な野菜を食している。また、これにより都市農業の振興が図られた。 ・農業委員による農地パトロールを行い農地の保全に努めた。 ・農家・農地基本台帳を適正に維持管理し、農地管理を行った。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

農業経営改善計画書の策定へのフォローアップが必要である。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

指標1については、ほぼ横ばいで推移している。
認定農業者制度は農業経営の安定につながることから担い手育成に資するため、引き続き同制度を活用する。
市民農園の利用率は100%であり、市民に農作物栽培の場を提供することができた。
浜崎農業交流センターや市役所市民ホールでの農産物直売を実施して生産者と消費者の交流を図り、都市型農業の振興を図ることができた。

【外的要因】

農業祭及び農業体験事業は新型コロナウイルス感染症の影響で2年間中止であったが、3年ぶりに開催することができた。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

市民が新鮮な農作物を求める需要は高いため、地産地消の推進に当たり農業者や農業団体の直売事業を支援する必要がある。
都市農業は多様なメリットを有するため、農業体験などを通じて、都市農業を振興していく必要がある。また、市民の都市農業への理解を深め、都市型農業の振興を図る上で重要なことから、引き続き実施する必要がある。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	農業祭事業	8,357	4,386	8,417	継続
2	農業振興支援事業	12,203	12,360	13,397	継続
3	農業総務事務事業	1,383	1,268	1,663	継続
4	浜崎農業交流センター運営事業	4,406	3,549	2,880	継続
5	学校給食運営事業【再掲】	—	—	—	継続
6	市民農園事業	7,744	10,525	8,343	継続
7	水利組合事業	2,625	3,228	2,093	継続
8	農家・農地基本台帳管理事業	5,595	8,112	6,625	継続
9	農業委員会運営事業	24,920	25,259	29,049	継続
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		67,233	68,687	72,467	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
67,233	68,687	72,467

6 現状と課題の分析

本市の農業は、都市近郊という立地背景から宅地化が進み、農地が年々減少傾向にある。また、農業従事者の高齢化や担い手も不足するなど、遊休農地も見受けられる。引き続き、市民農園や農業体験などを通して農業への理解を醸成するとともに、担い手の育成も効果的に進めるほか、農地の利用状況調査及び遊休農地対策を行う必要がある。

7 今後の展開

- ・担い手育成のための認定農業者制度を活用する。また、地産地消を推進するための直売事業を支援する。
- ・農業体験事業や市民農園事業などを通して、市民の都市農業への理解を深める。
- ・農業委員会や農協等関係機関と連携して遊休農地対策を行うことにより、農地の保全を効率的に進める。

8 行政と市民の役割分担

市民農園による農作物栽培の場を提供することや農業体験を通じて、多くの市民に農業と触れ合う機会を提供していく。また、農産物直売による生産者と消費者の交流や新鮮な野菜を市民に提供する取組を支援していく。

9 所管部の総括

あさか野農業協同組合等関係機関との連携を強化し、農業者の意欲の向上と市民の都市農業への理解を深め、さらなる地産地消の推進への取組を図る必要がある。

656 シティ・プロモーションの展開

担当課 シティ・プロモーション課

関連課 政策企画課



目指す姿

シティ・プロモーション方針に沿って、市民、関係機関、市内外事業者等と協力、連携しながら、行政だけでは実現し得ない魅力の創出を図るとともに、地域性、話題性のあるシティ・プロモーションを展開することで、まちへの愛着が醸成されている。

まち・ひと・しごと目標 基本目標 2 地域の特色を生かし魅力にあふれた選ばれるまちをつくる
(ウ) 市の魅力を発信するシティ・プロモーション

指標 1



市に愛着を感じている市民の割合（％）

市に愛着を「感じている」「どちらかといえば感じている」と答えた市民の割合

R 2 年度実績	R 3 年度実績	R 4 年度見込み	最終年度目標 (R 7 年度)
81.4	85.5	88.8	92.9

指標 2

【まち・ひと・しごと】



市民との協働や事業者等との連携によるシティ・プロモーションの機会（累計）（回）

市民や事業者等と連携しながらシティ・プロモーションに関する取組を実施する回数

R 2 年度実績	R 3 年度実績	R 4 年度見込み	最終年度目標 (R 7 年度)
8	21	39	15

1 実施内容

【新規】

- ・シティ・プロモーション方針に基づき、3つの会議体を立ち上げ、朝霞市のシティ・プロモーションに関して議論し、実行するなどの成果を出した。
- ・シティ・プロモーションを進めていくにあたり、「朝霞の日常の現在地」を知るための朝霞市シティ・プロモーションアンケートを実施した。
- ・官民連携による、参加型イベントを開催するなど、地域を盛り上げる取組を支援した。

【継続】

- ・シティ・プロモーションに関してアドバイザーから助言を受けるなど、職員のスキルアップに繋がる研修を実施した。
- ・朝霞市の魅力やイベント情報など、SNSを活用して発信した。また、イベント会場にぼぼたんを出演させ、朝霞市の魅力発信を行った。
- ・公園や庁舎などを活用したロケーションサービスの調整を積極的に行い、市内でドラマのロケが実施された。

2 審議会等第三者機関の評価・意見

【シティ・プロモーション委員会】

- ・ミーティングメンバーと庁内推進委員の活動が派生して、より盛り上げてほしい。
- ・駅前などに「朝霞」を印象付ける看板を設置して、メディアなど市外に伝えてもらえるプロモーションをしてほしい。

3 進捗状況

1 2 ③ 4 … おおむね順調

【判断の根拠】

「シティ・プロモーション方針」に基づき、専門性の高いシティ・プロモーション委員会、市民の有志によって構成された朝霞市民プロモーションミーティング、庁内の若手職員を中心としたシティ・プロモーション庁内推進委員会を立ち上げることができた。

【まち・ひと・しごと】

他の機関等と連携して市の魅力をPRする事業の回数
主なもの：カインズ連携事業 6事業
ストリートテラス
コミュニティエフエムなど 合計39回

【外的要因】

株式会社カインズと地域包括連携協定の締結により、官民連携のシティ・プロモーション事業が活発に行われるようになった。

4 必要性

1 2 ③ 4 … 社会的なニーズは現状と変わらない

シティ・プロモーションアンケートから、LINEを中心にSNSでの情報発信が効果的な傾向にある。また地域コミュニティでつながることで、愛着醸成による定住促進につながるものと考えられる。そのためにもアンケートは継続することが必要である。

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費+人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R2決算	R3決算	R4決算見込み	
1	シティ・プロモーション事業	18,559	17,435	24,083	継続
2	広報あさか発行事業【再掲】	—	—	—	継続
3	広報事業【再掲】	—	—	—	継続
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		18,559	17,435	24,083	

総コスト（事業費+人件費）の
経年変化 単位：千円

R2年度	R3年度	R4年度(見込み)
18,559	17,435	24,083

6 現状と課題の分析

・令和4年3月に「朝霞市シティ・プロモーション方針」を策定され、方針の目標である愛着醸成による定住促進と転居先として選ばれるまちの実現に向け、アンケートを分析し、効果的なシティ・プロモーション事業を検討する必要がある。

7 今後の展開

市民プロモーションアンケートの分析結果に基づき、愛着醸成による定住促進と転居先として選ばれるまちの実現に向けたシティ・プロモーションを実施していく。
また、アドバイザーからの助言や提案などを取り入れたシティ・プロモーションを展開し、本市へ愛着をもつ人材や事業者と良い関係づくりに務め、実際に本市の魅力となり得るプロモーションの実施を目指す。

8 行政と市民の役割分担

（市）「シティ・プロモーション方針」に基づく施策の実現に向け、朝霞市民プロモーションミーティングで事業を企画する。
（市民）事業に参加し、情報発信をする。
（委員会）シティ・プロモーションの事業展開等の調査、提言等を行うほか、シティ・セールス朝霞ブランドの選定を行う。

9 所管部の総括

・シティ・プロモーション方針に基づく施策を実施していくためには、市民参画が必要不可欠であるため、機会を捉えて積極的にシティ・プロモーションを実施していく。
・シティ・プロモーション委員会やアドバイザーの専門的な意見を聞きながら、「シティ・プロモーション方針」に基づく施策を効果的に実施していく。

総合計画コード 項目等	委員からの質問	担当課	担当課からの回答	請求する 資料の内容	委員名
341 歴史や伝統の 保護・活用	・文化財の旧高橋家住宅はとても貴重な建物だと思います。いろいろなイベントもされていますが、市民や子どもたちが親しみを持てるように、駄菓子や飲み物、アイスの販売などがあると、もっと立ち寄りやすいのではないのでしょうか。 (富士見市の難波田城公園内の旧住宅などが、そのような取り組みを市民グループとされていて、親子などでたくさん来られていて、とても居心地のよい場になっていました。)	文化財課	・市の所管する土地で物品の販売をすることについて、調査・検討をしていきます。		青山委員
411 住みよい環境づくりの 推進	・くみまちモールの近くのあずま南地区では残土処理業者の数が増えてきましたが、朝早くから音のすることが多く、環境の悪化が感じられます。産廃業や残土処理業を行うことのできる地区なのではないでしょうか。	まちづくり推進課	・カインズ朝霞の東に位置するあずま南地区は、組合施行により、土地区画整理事業を推進しているもので、令和4年9月20日に、市街化調整区域から市街化区域に編入されました。併せて、市では都市計画の変更として、用途地域を工業地域に指定し、建築物の用途や建物の高さなど、まちづくりのルールを定める地区計画を策定しました。その中で、自己用を除き、産廃処理に係る建築物や工作物の設置を禁止しております。なお、残土置き場については、一般的に建築行為が伴わないことから、地区計画で制限することは難しいものと考えています。		菅沼委員
		環境推進課	・市内で500㎡以上、3,000㎡未満の土地に土砂を堆積しようとする場合は、朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例に基づく市長の許可が必要であり、産業廃棄物処理業を行う場合は、埼玉県からの許可を受けなければなりません。		
412 低炭素・循環型社会の 推進	・リサイクルプラザ企画運営協議会とはどのような組織なのですか。 ・リサイクルプラザ企画運営協議会と協働して行った具体的な活動、参加者数について教えてください。 ・リサイクルプラザは中に入ると閑散としている印象を受けますが、施設は有効に使われていますか。	資源リサイクル課	・リサイクルプラザ企画運営協議会は、循環型社会構築への寄与・環境問題の改善のための事業を行うことを目的とし、リサイクルプラザの事業運営に関して市と連携・協働して活動する市民団体です。主な活動としては、3R推進講座を実施しています。 ・直近3年度では、R2年度：講座3回 参加者21名、R3年度：講座5回 参加者75名、R4年度：講座3回 参加者45名です。 このほか月に一回、スクールグッズ・シェアリング(進級・進学に伴い不用となった学用品を収集し、必要な方へお渡しする事業)を実施しており、これまでに862点の学用品を収集、433点をお渡ししています。 ・リサイクルプラザの来場者数は令和4年度は86,430人ですが、時期や曜日により来場者数に差があることから、そのような印象をお持ちかと思われます。 また、コロナ禍による利用減少は否めず、現在においてもコロナ禍前の状態にまでは戻っておりません。今後、利用の回復にむけPR等を図っていきます。		渡邊委員
421 ごみの減量・リサイクル の推進	・配布された水切りネットがとても使いやすかったです。環境を考えた素材がとてもよかったです。なかなか、スーパーでもそのような水切りネットは売られていないので、販売を検討したらどうでしょうか。	資源リサイクル課	・水切りネットは生ごみ減量化推進の一環として、10月の3R推進月間に一部の公共施設等(クリーンセンター、リサイクルプラザ、市役所総合案内、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所、環境推進課、地域づくり支援課)で配布しており、販売の予定はございません。		青山委員
511 市街地の適正な利用	・区画道路整備延長の令和7年度の目標が令和4年と比べて数字が、とても大きい目標ですが今継続してやられてること、これからの取り組みはどのようになっているのでしょうか。	まちづくり推進課	・暫定逆線引き地区の区画道路は、地区の利便性及び防災性の向上を図るとともに、安全で快適な生活道路を設けることとしています。 「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき、該当する住宅等の建て替えのタイミングで道路用地として提供、もしくは買取の相談をさせていただいており、引き続き安全で快適な生活道路を確保するため、取り組んでいきます。 なお、目標としている整備率につきましては、次期総合計画の策定時に見直したいと考えております。	・買い取り面積がわかる資料 ・地区計画の目標がわかる資料	青山委員
531 まちの骨格となる 緑づくり	・アンケートにも記述がありましたが、ほとんどの公園ではボール遊びが禁止になっています。乳幼児の利用が少ない午後3時頃から使用可にする又は、広い公園ではボール遊び可のエリアを設置するなどの工夫で可能にならないのでしょうか？ ・今後、ボール遊びができる公園等が増える可能性はありますか。	みどり公園課	・市内の公園は、街区公園という比較的規模の小さい公園が多く、その中に小さい子供から高齢の方までたくさんの方が集まることから、利用者の安全の確保や隣接する住宅等への配慮などの理由で、現在、一部の公園を除きボール遊びを制限させていただいています。 ・今後、近隣にお住まいの方のご理解が得られ、地域の合意によるルール作りができれば、ボール遊びができる公園が増える可能性はあるものと考えます。		小島委員 渡邊委員

令和4年度末現在までの地区計画区域
の道路用地取得状況（契約ベース）

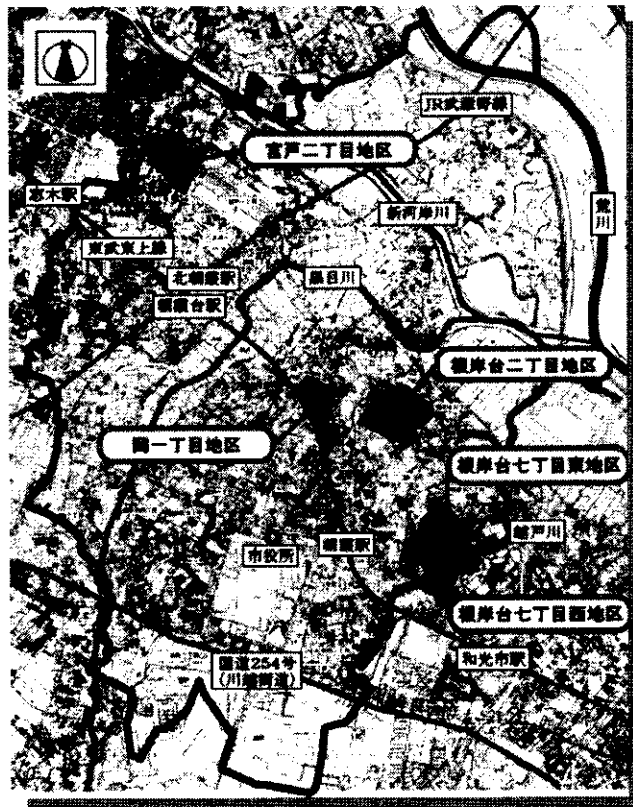
	面積	用地取得率 (%)
宮戸二丁目	2649.87	88%
岡一丁目	1101.57	48%
根岸台二丁目	1109.30	48%
根岸台七丁目東	522.32	25%
根岸台七丁目西	540.14	45%
計	5923.20	54%

〈抜粋〉

朝霞市の都市計画

～ 地区計画 ～

宮戸二丁目地区・岡一丁目地区・根岸台二丁目地区
根岸台七丁目東地区・根岸台七丁目西地区
(旧暫定逆線引き地区)



平成23年1月

朝霞市

1. 旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入に係る地区計画

(平成23年1月21日朝霞市告示第20号)

地区計画は、地区にふさわしいまちづくりを進めるため、その地区の特性に応じたまちづくりのルールを都市計画に定める制度です。

市内に5地区ある旧暫定逆線引き地区を市街化区域に編入するにあたって、良好なまちづくりを行うために各地区に地区計画を決定し「地区施設の配置」、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」などの制限を設ける地区整備計画を定めました。

■旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入に係る地区計画の対象地区

	地区名	位置	面積
1	宮戸二丁目地区	宮戸二丁目の一部	約10.8ha
2	岡一丁目地区	岡一丁目の一部	約10.0ha
3	根岸台二丁目地区	根岸台二丁目の一部	約14.9ha
4	根岸台七丁目東地区	根岸台七丁目の一部	約8.9ha
5	根岸台七丁目西地区	根岸台七丁目の一部	約8.6ha

■地区の位置（住居表示：「〇丁目〇番」まで表示し、「号」は省略しています。）

	地区名	住居表示
1	宮戸二丁目地区	宮戸2丁目1、2（一部）、11（一部）、12、14（一部）、16、17番
2	岡一丁目地区	岡1丁目4、5、12～16、17（一部）
3	根岸台二丁目地区	根岸台2丁目1（一部）、2（一部）、3～6、7（一部）、15～17（各一部）番
4	根岸台七丁目東地区	根岸台7丁目22（一部）、26（一部）、27、28、29（一部）、48（一部）番
5	根岸台七丁目西地区	根岸台7丁目4（一部）、5（一部）、13、16、17（一部）、18、19、21（一部）番

2. 地区計画の目標と方針

(1) 地区計画の目標

地区計画を定めた5地区は、旧暫定逆線引き地区であったため、市街化は抑制され、農地が比較的多く残り宅地が点在する地区です。

これらの状況を踏まえ、本地区の市街化区域への再編入にあたり、地区施設を適正に配置して都市基盤を確保するとともに、建築物の規制、誘導を行うことにより、計画的で安全・安心のまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を目標としています。

また、すでに建設されている戸建て住宅及び共同住宅等については、現在の住環境の改善・向上を図ります。

(2) 土地利用の方針

①宮戸二丁目地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区

計画的で安全・安心のまちづくりを推進し、良好な住環境の形成となるよう地区内を以下のとおり区分し、土地利用の方針を定めます。

ア A地区

中高層住宅を含む住宅地を主体とした土地利用とします。

イ B地区

都市計画道路及び県道の沿道等は、周辺環境と調和した沿道サービス施設を含む土地利用とします。

②根岸台七丁目東地区、根岸台七丁目西地区

計画的で安全・安心のまちづくりを推進し、良好な住環境の形成となるよう低層住宅地を主体とした土地利用とします。

(3) 地区施設の整備の方針

地区施設は、地区の利便性及び防災性の向上を図るとともに、安全で快適な生活道路となるよう区画道路を適正に配置し、区画道路の交差部にはすみ切りを設けます。

また、住環境の向上を図るため、公園の整備に努めます。

(4) 建築物等の整備の方針

①宮戸二丁目地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区

良好な住宅地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めます。

また、地区の防災性の向上と緑化の推進を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めるとともに、敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。

②根岸台七丁目東地区、根岸台七丁目西地区

良好な住宅地の形成を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めます。

また、地区の防災性の向上と緑化の推進を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めるとともに、敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。

【参考】旧暫定逆線引き地区とは・・・

「暫定逆線引き」は、埼玉県が昭和59年に導入した制度で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていない区域を対象に、用途地域を残したまま、いったん市街化調整区域に編入し（＝逆線引き）、その後、計画的な市街地整備が確実となった時点で市街化区域へ戻す方式です。

平成15年に埼玉県が策定した区域区分の見直しに関する基本方針において、暫定逆線引きの制度が廃止されました。そのため、暫定逆線引き地区となっている地区は「旧暫定逆線引き地区」となりました。

朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）

都市計画宮戸二丁目地区地区計画を次のように変更する。

		決定告示年月日 平成30年3月1日
名 称	宮戸二丁目地区地区計画	
位 置	朝霞市宮戸二丁目の一部	
面 積	約10.8ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、東武東上線朝霞台駅及びJR武蔵野線北朝霞駅から北へ約1キロメートルに位置し、周囲は市街化が進行している地区である。</p> <p>本地区は、旧暫定逆線引き地区であったため、市街化は抑制され、農地が比較的多く残り宅地が点在する地区である。</p> <p>これらの状況を踏まえ、本地区の市街化区域への再編入にあたり、地区施設を適正に配置して都市基盤を確保するとともに、建築物の規制、誘導を行うことにより、計画的で安全・安心のまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を目標とする。</p> <p>また、すでに建設されている戸建て住宅及び共同住宅等については、現在の住環境の改善・向上を図る。</p>	
区域の整備 開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>計画的で安全・安心のまちづくりを推進し、良好な住環境の形成となるよう地区内を以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。</p> <p>1 A地区 中高層住宅を含む住宅地を主体とした土地利用とする。</p> <p>2 B地区 都市計画道路岡通線（県道和光志木線）の沿道は、周辺環境と調和した沿道サービス施設を含む土地利用とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設は、本地区の利便性及び防災性の向上を図るとともに、安全で快適な生活道路となるよう区画道路を適正に配置し、整備する。なお、区画道路の交差部にはすみ切りを設ける。</p> <p>また、住環境の向上を図るため、公園の整備に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な住宅地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>また、地区の防災性の向上と緑化の推進を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めるとともに、敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p>

		種類	名称	幅員	延長	備考
		地区施設の 配置及び規模	道路	区画道路第1号		6メートル
区画道路第2号				6メートル	約99メートル	拡幅
区画道路第3号				6メートル	約85メートル	拡幅
区画道路第4号				6メートル	約137メートル	新設
区画道路第5号				6メートル	約177メートル	新設
地区 建築 整備 計画 に関する 事項	地区の 区分	区分の名称	A地区 (第一種中高層住居専用地域)		B地区 (第一種住居地域)	
		区分の面積	約9.7ヘクタール		約1.1ヘクタール	
	建築物等の用途の制限					次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、100平方メートル（路地状部分によって道路に接する敷地の場合については当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、建築物の敷地面積の最低限度は適用しない。 1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの 2 地区施設の整備等により変更が生じたもの 3 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの				
	壁面の位置の制限	計画図に表示する地区施設の道路の区域内には、建築物の部分又は建築物に附属する門若しくは塀の部分は建築してはならない。				
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	計画図に表示する壁面の位置の制限の区域内には、門、塀、垣、さく、広告物及び看板等の工作物等は設置してはならない。ただし、公益上必要なものを除く。				
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する側の垣又はさくの構造は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱及び門扉を除く。 1 生け垣 2 鉄柵、金網等の透視可能なフェンス又はさく等で、敷地地盤面からの高さは2メートル以下とする。また、当該フェンス又はさく等に基礎を設ける場合は、基礎の高さを敷地地盤面から0.5メートル以下とする。 3 第1号及び第2号を組み合わせたもの				

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

【理由】土地区画整理事業により宅地の利用増進を図るため、区画道路第5号を変更する。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市：宮戸二丁目地区）についての理由を示したものです。

1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域で、都心から約20キロメートル圏にあり、埼玉県南部に位置します。

【朝霞市：宮戸二丁目地区】

本地区は、朝霞市の北部、東武東上線朝霞台駅及びJR武蔵野線北朝霞駅から北へ約1キロメートルに位置しています。地区の南側は県道と光志木線に接しており、周囲は市街化が進行している区域です。

2 変更理由

本地区は、平成23年1月21日に旧暫定逆線引き地区を市街化区域に再編入し、地区施設を適正に配置した都市基盤と建築物の規制、誘導を行うため、計画的で安全・安心のまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を図るため、地区計画を定めたものです。

このうち、地区施設道路の区画道路第5号については、組合施行の土地区画整理事業により整備することとなり、宅地利用の増進を図るために地区施設道路の変更が生じたため、地区計画の変更をするものです。

【名称】 宮戸二丁目地区地区計画

【位置】 朝霞市宮戸二丁目の一部

【面積】 約10.8ヘクタール

3 地区整備計画の考え方

【地区施設】

本地区の利便性及び防災性の向上を図るとともに、安全で快適な生活道路となるよう区画道路を適正に定めます。

【建築物等に関する事項】

本地区にふさわしくない用途の建築物の混在を防止し、良好な住宅地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定めます。

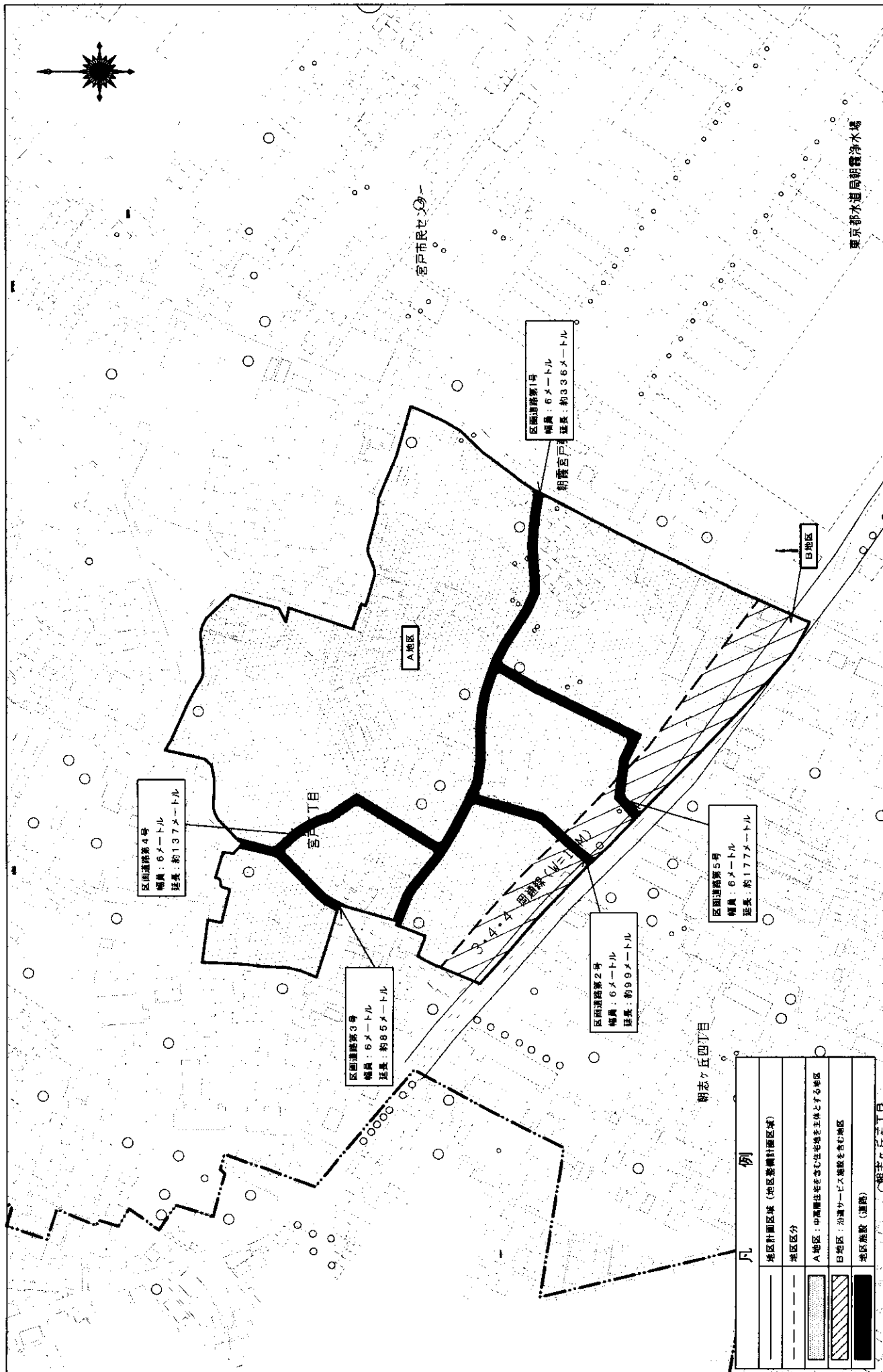
地区施設に定めた道路を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めます。

地区の防災性の向上と緑化の推進を図るため、垣又はさくの構造の制限を定めるとともに、敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めます。

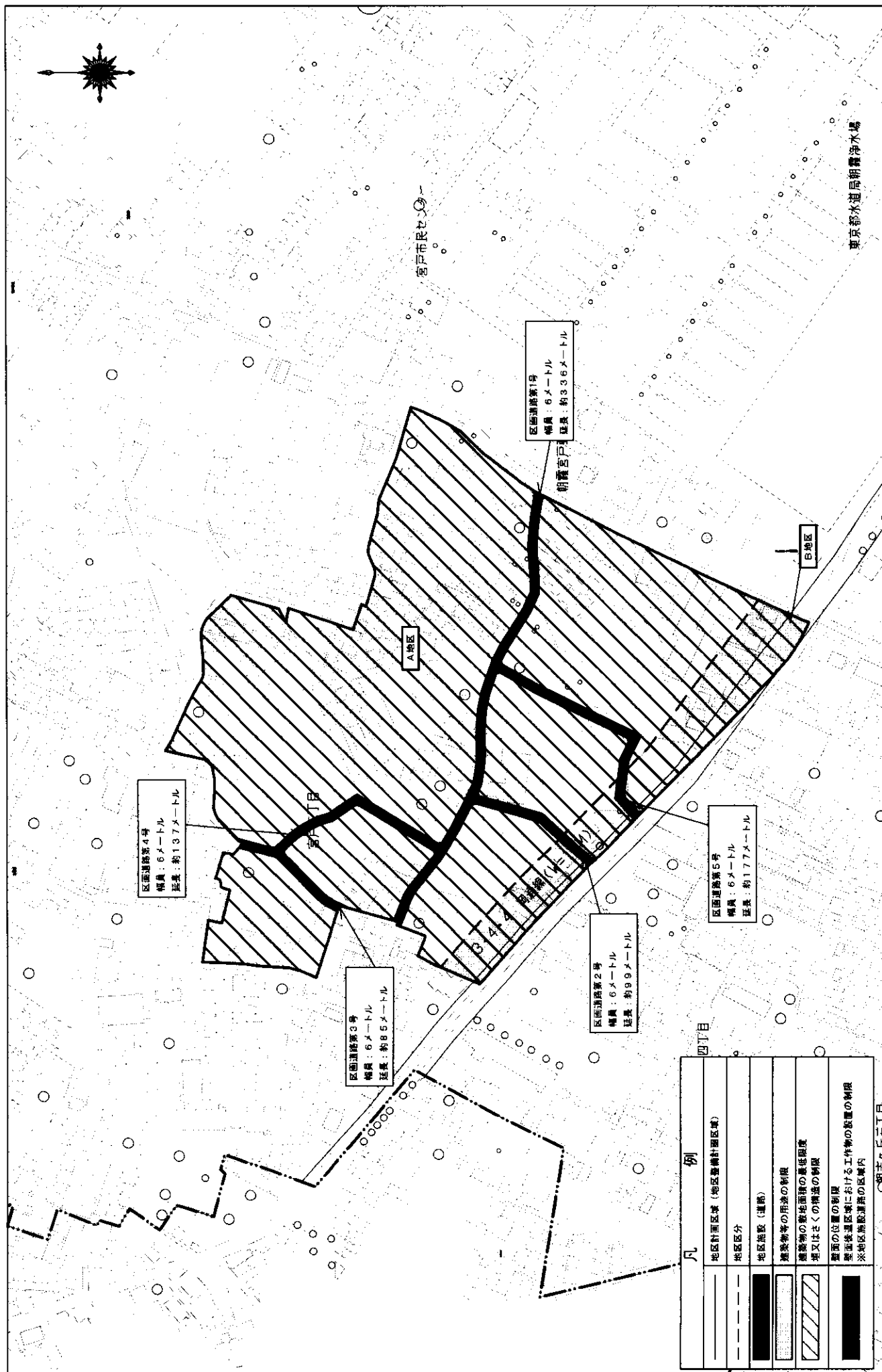
4 関連する都市計画

なし。

地区計画方針の付図 (宮戸二丁目地区)



計画図 (地区整備計画図) (宮戸二丁目地区)



凡例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区区分
	地区施設 (道路)
	建築物等の用途の制限
	建築物の敷地面積の最低限度 埋又はさくの特選の制限
	前面の位置の制限
	前面後退区域における工作物の設置の制限 ※地区施設道路の区域内

朝霞五丘三丁目

4. 地区計画（地区整備計画）における建築物に関する制限の概要

地区計画（地区整備計画）を決定すると、建築物等に関して次の制限が適用されます。

また、建築物を建築するには、これら地区計画の内容に適合させるほかに、建築基準法等の関係法令にも適合させることが必要になります。

（1）建築物等の用途の制限

（宮戸二丁目地区・岡一丁目地区・根岸台二丁目地区）

地区の区分	A地区 （第一種中高層住居専用地域）	B地区 （第一種住居地域）
建築物等の用途の制限	—	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 畜舎 3 自動車教習所 4 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

【解説】

- ・これらの地区は、都市計画法に基づく用途地域によって第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域に指定されており、それぞれの地域について建築物の用途の制限が指定されています（＝建築基準法）。
- ・地区計画では、これら建築基準法に規定されている用途地域の制限に加えて、地区にふさわしくない用途の建築物の混在を防止し、良好な住宅地の形成を図るため「建築物の用途の制限」を定めるものです。
- ・用途地域の指定に応じて地区内を「A地区」と「B地区」に区分し、それぞれの地区に応じて上記に掲げる用途に供する建築物の建築が制限されます。

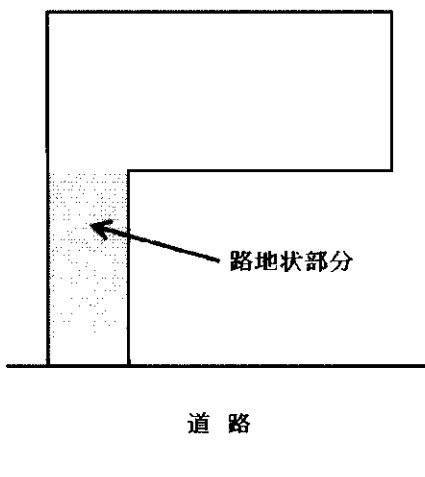
(2) 建築物の敷地面積の最低限度 (5 地区共通)

<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>建築物の敷地面積は、100平方メートル（路地状部分によって道路に接する敷地の場合には当該路地状部分を除いた敷地面積をいう。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、建築物の敷地面積の最低限度は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの 2 地区施設の整備等により変更が生じたもの 3 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの
-----------------------------	--

【解説】

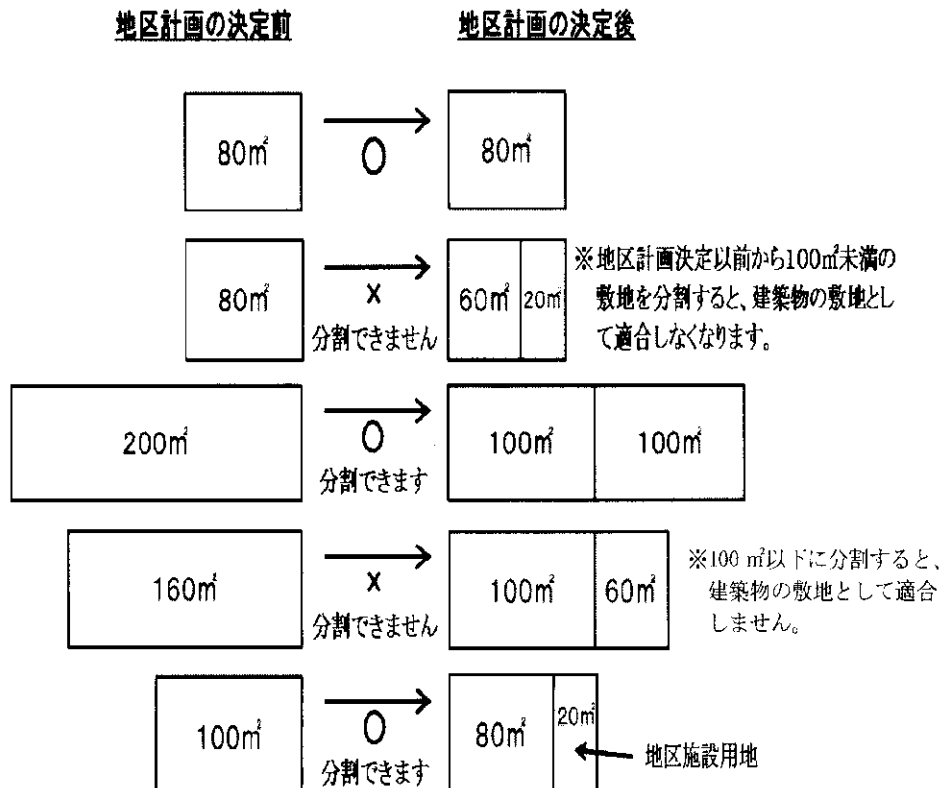
- ・ 建築物の敷地の細分化による狭い宅地や建築物の建て詰まりの発生を防止し、安全でゆとりあるまちづくりを行うため、建築物の敷地面積の最低限度を100㎡と定めるもので、地区内の全域が対象です。
- ・ 路地状部分によって道路に接する敷地の場合は、その路地状部分を除いた面積で100㎡以上とすることが必要です。
- ・ 地区計画の告示日以降に土地を分割して建築物を建築する場合には、それぞれの敷地が100㎡以上になるように分割することが必要です。
- ・ 地区計画の告示日以前から敷地面積が100㎡に満たない場合は、地区計画の告示日以降であっても建て替えることができますが、その敷地を細分化して建て替えることはできません。（＝細分化することは可能ですが、建築物の敷地としては適合しなくなります。）

《路地状敷地の例》



※路地状敷地の場合は、路地状部分を除いた面積で100㎡以上とすることが必要です。
 ※路地状部分とは、土地（宅地等）が道路から奥まった所に位置する場合、その土地に行くための道路から続く引き込み部分等のことです。
 <例>旗竿の「竿」の部分の形状

《敷地分割の例》



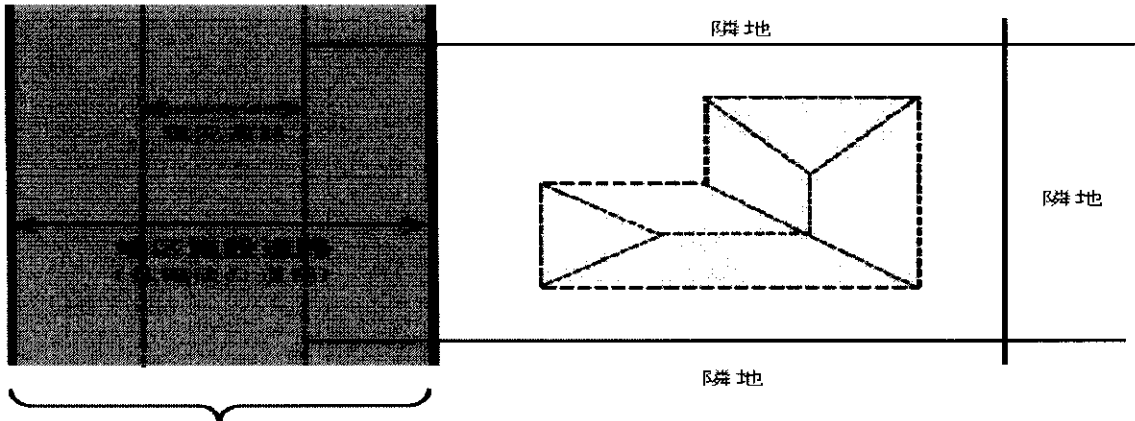
(3) 壁面の位置の制限 (5 地区共通)

壁面の位置の制限	計画図に表示する地区施設の道路の区域内には、建築物の部分又は建築物に附属する門若しくは塀の部分は建築してはならない。
----------	--

【解説】

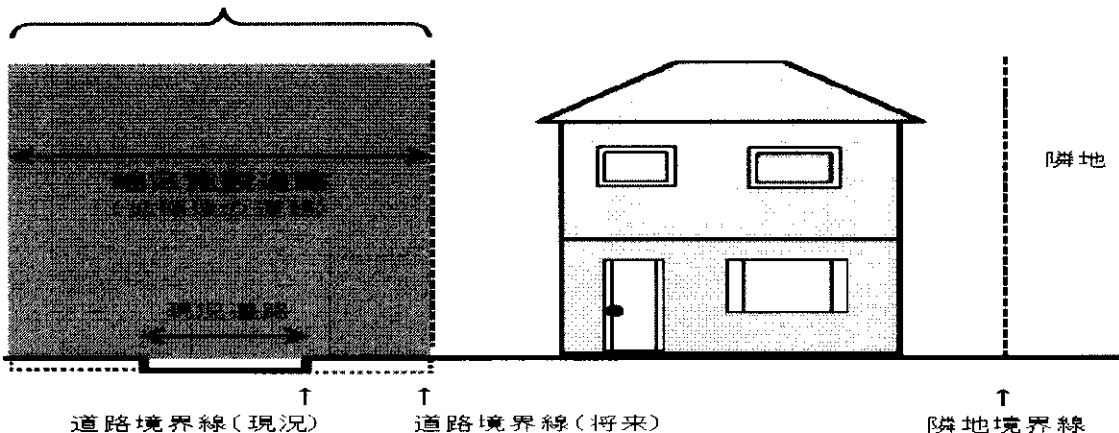
- ・既存の道路を拡幅すること等により、通風や採光を確保し快適な住環境を形成するとともに、地区の防災性の向上を図るため、また、地区施設として定める道路（地区施設道路）を確保するため、壁面の位置の制限を定めます。
- ・地区施設道路の区域内では、建築物又は建築物に附属する門若しくは塀の建築が制限されます。地区施設道路に面する敷地が対象です。
- ・既存の建築物等においては、地区計画の告示日以降にその建築物を建て替えたり、増築等を行うときにこれらの制限が適用されます。

《建築物を上から見た図》



地区施設として定める道路の区域内には、建築物又は門若しくは塀は建築できません。

《建築物を横から見た図》



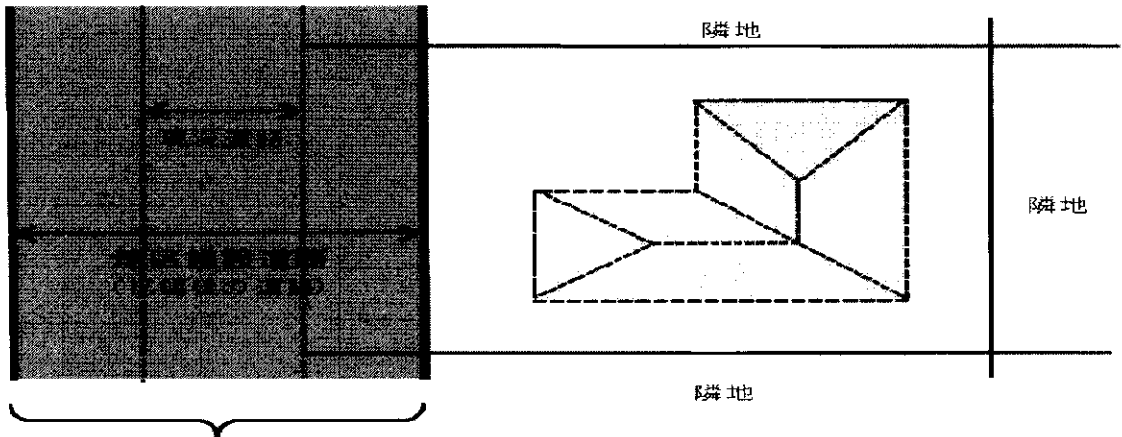
(4) 壁面後退区域における工作物の設置の制限 (5 地区共通)

<p>壁面後退区域における工作物の設置の制限</p>	<p>計画図に表示する壁面の位置の制限の区域内には、門、塀、垣、さく、広告物及び看板等の工作物等は設置してはならない。ただし、公益上必要なものを除く。</p>
----------------------------	---

【解説】

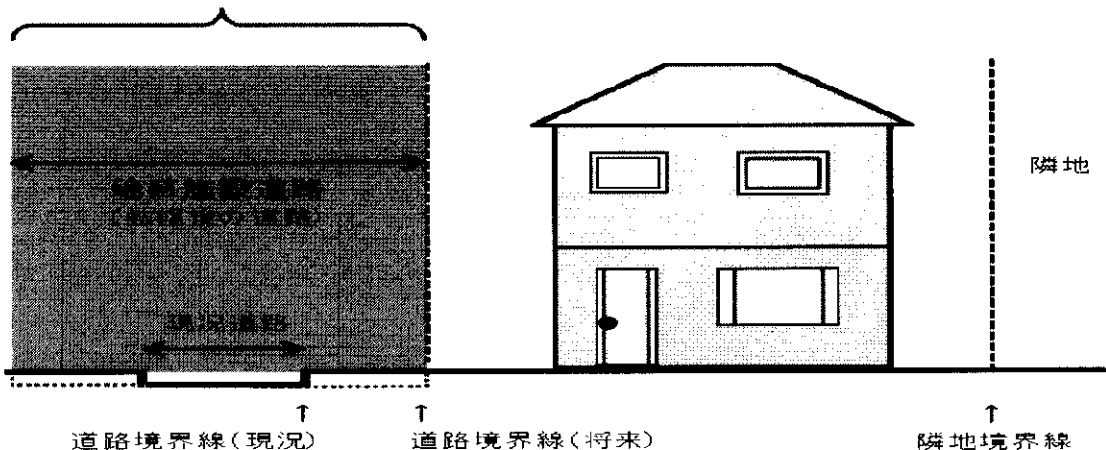
- ・(3)「壁面の位置の制限」において、地区施設として定める道路の区域内（これを壁面後退区域といいます。）について、建築物又は建築物に附属する門若しくは塀の建築を規制しました。(4)では、地区施設として定める道路を確保するため、壁面後退区域における門、塀、垣、さく、広告物及び看板等の工作物等の設置の制限を定めます。地区施設道路に面する敷地が対象です。
- ・壁面後退区域内には、門、塀、垣、さく、広告物及び看板等の工作物の設置が制限されます。

《建築物を上から見た図》



地区施設として定める道路の区域内には、門、塀、垣、さく、広告物及び看板等の工作物は設置できません。

《建築物を横から見た図》



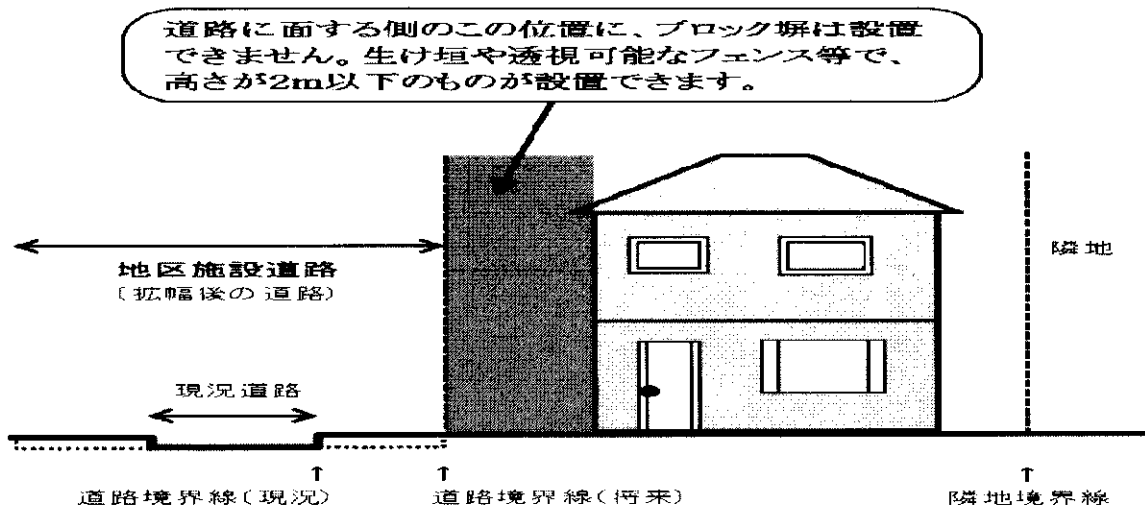
(5) 垣又はさくの構造の制限 (5 地区共通)

<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱及び門扉を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生け垣 2 鉄柵、金網等の透視可能なフェンス又はさく等で、敷地地盤面からの高さは2メートル以下とする。また、当該フェンス又はさく等に基礎を設ける場合は、基礎の高さを敷地地盤面から0.5メートル以下とする。 3 第1号及び第2号を組み合わせたもの
--------------------	---

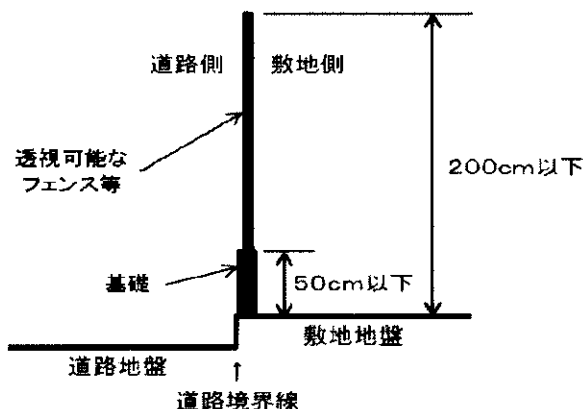
【解説】

- ・コンクリートブロック塀は地震時に倒壊すると大変危険です。そのため、地震時に危険となるブロック塀を減らすとともに、生け垣をつくることにより地区内の緑化を推進し、明るく安全で緑の多い快適な住環境を形成するため、垣又はさくを設置する場合について制限を定めるもので、地区内の全域が対象です。
- ・道路に面する側に垣又はさくを設置する場合は、生け垣や透視可能なフェンス等（高さ2m以下）に限られます。
- ・既存の建築物等においては、地区計画の告示日以降にその建築物を建て替えたり、増築等を行うときに垣又はさくの構造の制限が適用されます。
- ・門、塀、生け垣についても、敷地地盤面からの高さを2メートル以下とすることにご協力ください。

《建築物を横から見た図》



《透視可能なフェンス等の例》



5. 地区整備計画の区域内における行為の届出

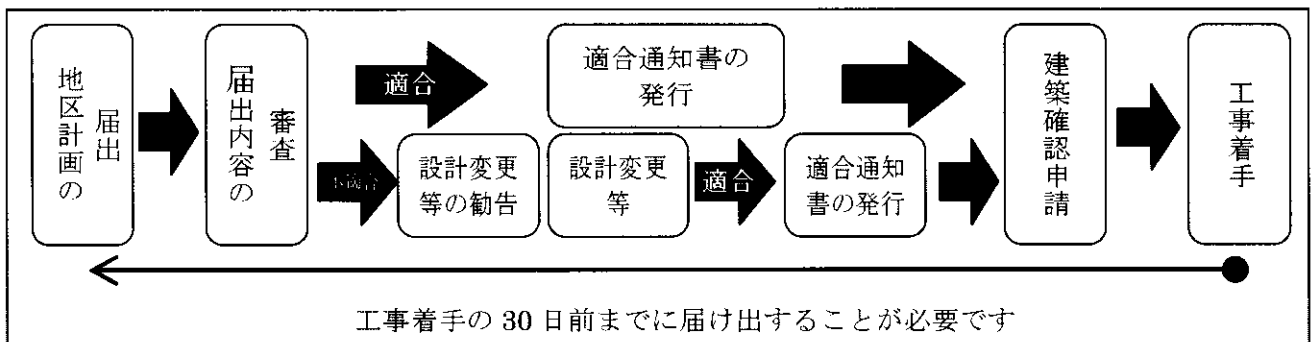
地区計画が定められた地区整備計画の区域内で次の行為を行う場合は、所定の書面により、市長にその行為の内容について届け出る必要があります（都市計画法第58条の2）。

市長は、届け出された内容が地区計画に沿っているか審査します。審査の結果、適合しない場合は、設計変更等の勧告を行います。

■届出が必要な行為

- ①土地の区画形質の変更（切土・盛土、道路・宅地の造成）
- ②建築物の建築（新築、増改築）又は工作物の建設（垣、さく等）
- ③建築物等の用途の変更

■届出に関するフロー



※地区計画に関する届出審査を円滑に実施するため、事前に計画図等を提出していただくなど、事前相談にご協力ください。

■届出のときに必要な書類や図面（以下は概要です。詳細については担当課までお問い合わせください。）

1. 届出書〔様式1〕
（※上記の他に、変更届出書、取下届出書、取止届出書があります。）
2. 添付書類

行為の種類	図面	縮尺	備考
①土地の区画形質の変更	位置図	1/2,500以上	行為の場所を表示する図面
	区域図	1/1,000以上	当該土地の区域及び当該区域周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	土地利用計画図・造成計画図等
②建築物の建築又は工作物の建設	位置図	1/2,500以上	行為の場所を表示する図面
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物又は工作物の位置及び壁面後退線を表示
③建築物の用途の変更等	立面図	1/50以上	2面以上
	平面図	1/50以上	各階のもの（工作物の場合は不要）
	塀等の構造図	1/50以上	塀等の構造を表示（立面図、断面図等）

※上記図書のほか、必要に応じて案内図、委任状、公図の写し、求積図等参考となる図書を添付してください。
 ※敷地面積が基準面積に満たない場合は、土地登記簿謄本・土地売買契約書・賃貸借契約書等を添付してください。
 ※現地の写真（2方向以上）を添付してください。
 ※垣又はさくを築造する場合は、その構造図（1/50以上の立面図又は断面図等）を添付してください。
 ※路地状を含む場合は、敷地面積の他に、路地状部分の面積と路地状を除いた面積を各々算出して配置図等に記載してください。

3. 誓約書（①は必須、②は該当する場合のみ）

- ①適合通知書について、その地区計画の目標や地区整備計画の内容の遵守。
 - ②壁面後退線内に擁壁や土留め等が必要な場合の撤去についてなど。
- ※①及び②ともに、届け出た土地や建物等に係る権利を第三者に移転した場合は、誓約書の内容についてもその相手方に引き継ぐこととなります。

4. 地区計画の書類の提出部数は、正本・副本を各1部です。

上記3の誓約書については、市へ提出する1部のみとなります。

※誓約書①については、適合通知書等と引き換えに提出してください。

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

住所

届出者 氏名

電話

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採

について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の場所 朝霞市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

1 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
2 建築物の 建築又は 工作物の 建設	(イ) 行為の種類 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)	届出の部分	届出以外の部分	合計	
	設計 の 概要	(1) 敷地面積	(2) 建築又は築造面積	(3) 延べ面積	m ²
	(4) 高さ 地盤面から m	(5) 用途	(6) かき又はさくの構造	m ²	m ²
	(ハ) 変更後の用途	(イ) 変更部分の延べ面積			m ²
3 建築物等の用途の変更	(ロ) 変更前の用途				
4 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
5 木竹の伐採	伐採面積			m ²	

- 備考 1. 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届け出書によることができる。
4. 代理人による届出の場合は、電話番号を記載した委任状を添付すること。

誓約書

年 月 日付け、第 号の適合通知書については、
その地区計画の目標・地区整備計画の内容を遵守することを誓約します。

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

- * 誓約書を提出するものは、行為の届出者とする。
- * 誓約書の署名等については、届出者の自筆、または記名のいずれかとする。